

令和元年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和元年6月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
6 番議員	徳元 敏行	15 番議員	永濱 茂樹
7 番議員	西岡 恵子	16 番議員	森 彪
8 番議員	西川 良夫		
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹

健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	大塚 浩三

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

第1	会議録署名議員の指名	
第2	会期の決定	
第3	選挙第2号	板野東部消防組合議会議員の選挙
第4	議第32号	令和元年度藍住町一般会計補正予算について
第5	議第33号	藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する 条例の一部改正について
第6	議第34号	藍住町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に 関する条例の一部改正について
第7	議第35号	藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について
第8	議第36号	藍住町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部 改正について
第9	議第37号	藍住町公共下水道条例の一部改正について
第10	議第38号	藍住町上水道工事分担金条例の一部改正について
第11	議第39号	藍住町上水道事業給水条例の一部改正について
第12	報告第2号	平成30年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報 告について
第13	報告第3号	平成30年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告について
第14	報告第4号	平成30年度藍住町特別会計(下水道事業)繰越明 許費繰越計算書の報告について

第15 報告第5号

藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

令和元年藍住町議会第2回定例会会議録

6月5日

午前10時2分開会

○議長（森彪君） おはようございます。青々とした田園風景が見られ、入梅を迎える季節となりました。

本日は、令和元年第2回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます、ありがとうございます。

さて、クールビズ期間については、本会議においても節電に努めるとともに、藍の文化を発信していくということで藍染めシャツ着用となっておりますので御了承ください。

ただいまから、令和元年第2回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

5月30日付けで議会議員、森志郎君から、一身上の都合により議員を辞職したいと辞職願が議長に提出をされましたので、5月30日付けで議員の辞職を許可いたしました。ここに御報告をいたします。

3月議会から今日までに2名の議員が辞職いたしました。3月3日に矢部議員が酒気帯び運転で辞職され、3月4日に議会冒頭に全議員が二度と不祥事を起こさないことを誓いテレビで放映をされる中、町民の皆様に謝罪を行いました。

5月30日に森志郎議員が経営する介護事業所での不正受給の責任を取り議会を混乱させた責任と体調不良の理由で辞職をいたしました。議会としましては、3月議会から今日まで2名の議員が不祥事のために辞職することとなりました。町民の皆様には心からおわびを申し上げたいと思います。

相次ぐ不祥事で、2名の議員が議会から去りましたが、議員は、善悪をはっきりさせ、お互いが注意を促すべきであります。議会としては、再び不祥事を起こさないよう議員の意識改革をしております。議会運営も旧態以前の少数の議員が議会を私物化していると言われることがないように全議員が改革のために力を尽くされるように求めていきます。

理事者にも一言申し上げます。この度の介護事業所の不正受給について議会が真相を明らかにするため努力をしているのに、理事者は県の事業だから関知しない、協力をしない態度は考えられません。町民の財産でもあります介護保険金の被害が

出ているのですから説明のための努力はすべきでありました。

本日までに4件の陳情と1件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配りしております。後ほどごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては議会最終日に審議をいたしたいと思います。

○議長（森彪君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番議員、安藝広志君及び4番議員、鳥海典昭君を指名します。

○議長（森彪君） 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から19日までの15日間を予定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月19日までの15日間に決定いたしました。

議事の都合により、小休します。

午前10時7分小休

〔小休中に、全員協議会及び各委員会を開催し互選する〕

午前10時18分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

森志郎議員の辞職により、藍住町総合文化ホール特別委員会委員長が不在となったため、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選がされ、後任には、小川幸英君を選任することに決定いたしました。

○議長（森彪君） 日程第3、選挙第2号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

日程第3、選挙第2号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。板野東部消防組合議会議員には、喜田修君を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名をしました喜田修君を板野東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました喜田修君が板野東部消防組合議会議員に当選されました。ただいま、板野東部消防組合議会議員に当選された喜田修君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（森彪君） 日程第4、議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第11、議第39号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」の8議案及び日程第12、報告第2号「平成30年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報告について」から日程第15、報告第5号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。梅雨入りを迎える時期となり、町内

でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。

本日、令和元年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、報告案件の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、最初に、先日徳島新聞で報じられました固定資産税の課税誤り及び納税通知書の誤送付について、報告させていただきます。

町内に固定資産を有している方が亡くなられた場合、相続を共有する方に対して共有義務者用納税通知書をお送りしております。

今回の事案は、平成30年に亡くなられた方のうちの1名について、固定資産を有していないにも関わらず、誤って同姓同名の御健在の方の固定資産情報を結び付けてしまいました。この結果、本町在住の固定資産を所有する代表者の方及び共有者の方の個人情報を含む課税情報が記載された、平成31年度固定資産税共有義務者用納税通知書が5月2日、無関係の9人の方々に送付されてしまいました。

誤送付の通知書は、おわび方々9人の御自宅を訪問し、回収するとともに情報が開示された御本人には、私から直接謝罪をさせていただいたところであります。

改めて、この度のあつてはならない誤りにより、大変な御迷惑と御心労をお掛けいたしましたこと、心よりおわびを申し上げます。町民の皆様にご不安を与えてしまうことのないよう、複数回確認や注意喚起を徹底するとともに、事務体制の適切な見直しを進め、また、職員の教育強化と意識改善を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいり所存です。

次に、日本遺産についてであります。5月20日、阿波藍に関するストーリーが日本遺産に認定されました。関係市町と連携して粘り強く取組を続けてきた結果であり大変喜ばしい限りです。

今後は、関係9市町等による協議会を設立し、情報発信や人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業、公開活用のための施設整備事業を進めていく予定であります。

国からの補助金は3年間で、その間に自立した団体となり、長期的活動が続けられる体制を構築することが望まれています。

文化庁からは、認定に当たり「藍栽培の歴史的な展開や消費地との関係など、地域の歴史やかつての暮らしの状況などを盛り込み、ストーリーの幅を広げるよう検

討を進めること。また、体験事業の実施のほか、実施体制にDMOや民間企業を巻き込むよう地域活性化計画の見直しに取り組むこと。」という指摘をいただいております。

今回の認定がゴールではなく阿波藍の魅力を発信し、活用する取組が今後長期的に持続する取組となるように体制の整備を図っていきたいと考えております。

次に、藍作の実現についてです。昨年度末に地域おこし協力隊員を追加募集し4月から4名で活動しております。上板町の佐藤阿波藍製造所で藍栽培について、研修を受けながら、種まきを行い、苗を育て、勝瑞の約3,600平方メートルの畑に定植を行っております。このまま順調に生育しますと6月末頃に一番刈りを行い二番刈り、三番刈りを行った後、薬づくりとなっていきます。

また、勝瑞城跡休憩所を、(仮称)藍研究所染場として改修するほか、作業場と寝床の建設も進めているところであり、作業道具や農機具についても必要なものを順次調達し、年明けには藍住産の薬が完成する見込みです。

次に、藍住町文化ホール・公共施設複合化事業についてです。3月29日にホールの引渡しが行われ5月7日からホール事務室、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会がホールで業務を開始いたしました。現在は、既存施設の解体及び緑地広場、駐車場の整備を進めているところであります。

また、11月からの一般貸出に向けて、6月3日から使用申込の受付を開始しております。今後は、11月3日に開館記念式典、11月4日には、こけら落とし公演としてNHK交響楽団の楽団員による演奏会、その後もミュージカルや落語、ピアノリサイタル等の開催を予定しております。施設の一般貸出については、11月5日から開始いたしますので、是非多くの方に御利用いただきたいと思います。ホールの基本理念でもある、観て、聴いて、触れて、感じて交流を育む創造感動拠点として、町民の皆様に愛される施設を目指した運営をしてまいりたいと考えております。

次に、今年で4回目の開催となる、「インディゴコレクション2019」についてです。今年、藍住町総合文化ホール開館記念事業の一環として、総合文化ホールで12月15日に開催を予定しております。昨年よりレベルアップしたステージでの開催となりますので、出演者のモチベーションの向上及び観客の増員につながると考えております。

また、先行イベントとして、8月25日にゆめタウン徳島で「インディゴプチョコ

レクシオン2019」を開催いたします。本番と併せ藍の魅力の発信に努めてまいります。

次に、グローバル人材育成学校支援事業についてであります。今年度より、二つの支援事業を実践しております。

まず1点目として、小学校の外国語科の本格実施を来年度に控え英語の授業の支援を目的とする外国語授業支援員派遣事業であります。具体的には、専門的な知識技能と経験の豊富な人材を確保し、町内各校に派遣し、授業モデルの提示や授業サポートに当たっております。本年度は、県から1名の支援員を得て2名体制で、中学校区ごとに小学校のサポートを進めております。

2点目は、中学生の海外派遣事業です。中学2年生を対象に英語圏へ派遣し、海外での活動体験を提供するものです。具体的には、日本の夏季休業中に授業が行われている南半球のオーストラリアに10日間、12名を派遣し、ホームステイを中心に、学校との交流活動等を通じて、異文化体験、英語によるコミュニケーション体験等を実施します。生徒たちの眼を広く海外に見開かせると同時に、外国の文化を肌で感じさせ、グローバルな視野が育つ基礎づくりに資することを目的としています。先日、募集及び選考会を実施し、派遣に向けた準備を進めているところであります。なお、これらの事業はパルス藍住交付金を活用し、極力家庭に負担の掛からない形をとることとしております。

次に、給食業務民間委託についてです。昨年10月策定の学校給食運営基本計画に基づき、本年4月から全ての小学校、幼稚園の給食調理場において、調理洗浄等業務の民間委託を実施しております。

委託業者については、中学校の調理洗浄業務の委託先として10年間の実績があり専門事業者である株式会社メフォスに委託しております。今後も引き続き安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、プレミアム付商品券事業についてです。本年10月予定の消費税率の10%への引上げの影響を緩和し、また、地域における消費喚起を目的としてプレミアム付商品券事業が全国で実施されることとなっております。町が商品券の発行元となり住民税が非課税の方、また、ゼロ歳から3歳までの子育てをしている世帯主の方などを対象に、2万円で2万5,000円分の商品券を販売するものです。10月1日を商品券の販売及び使用開始日として、実施に向けた準備を進めているところであります。対象者の方には、商品券をしっかりと活用していただけるよう広報

や協力店舗の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、本事業費については、国庫補助金で措置されることとなっており、関係予算につきましては、今議会の補正予算でお願いしております。

次に、防災訓練についてです。大雨による避難勧告が発令された場合を想定し、地域で取り組む防災対策をテーマに6月2日、町民一斉避難訓練を実施しました。住民の皆さんや多数の関係者、合わせて1,212人に御参加いただき、避難所までの避難経路や危険箇所及び所要時間を確認しながら指定避難所へ向かっていただきました。会場では、体育館から校舎3階以上へ垂直避難する経路の確認や防災倉庫の備蓄品の説明、簡易トイレの使い方など、防災に関する様々な訓練や体験コーナーのほか、非常用持出袋の購入補助の受付などを実施しました。秋には、総合防災訓練を町民体育館で、また、津波浸水想定区域のある藍住東小学校では、保護者と児童による親子防災訓練も実施したいと考えております。今後とも、このような訓練を継続していくことで、住民の皆様の防災意識を高め地域と一体になった防災対策の充実を図りたいと考えております。以上、6月定例会の冒頭に当たり、行政の報告とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げたいと存じます。

議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも2億円増額し、予算総額を112億円とするものであります。

補正の主なものとしては、総務費で、東京圏からの移住促進支援事業補助金500万円、プレミアム付商品券事業で1億7,760万円増額。教育費では、社会教育総務費で、コミュニティ助成事業助成金250万円。学校給食費で調理加工費の原材料等に1,400万円それぞれ増額いたしました。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金のほか、学校給食費負担金1,400万円、諸収入では商品券販売事業販売代金1億2,916万円、コミュニティ助成事業助成金250万円をそれぞれ増額し、一般公共事業積立金繰入金を1,060万円の減額を行うこととしております。

議第33号「藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」は、元号改正に伴い様式中の元号の表記を削除するものであります。

議第34号「藍住町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、条例中の用語の改正を行うものであります。

議第 35 号「藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、議第 36 号「藍住町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議第 37 号「藍住町公共下水道条例の一部改正について」、議第 38 号「藍住町上水道工事分担金条例の一部改正について」、議第 39 号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」の 5 議案については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部改正により、消費税率が 8% から、10% に引上げられること等に伴い、施設管理費の増加への対応や、税負担の適正な転嫁を行うため、使用料、手数料及び分担金を改正するよう条例の一部を改正するものであります。

これらの議案のほか報告案件といたしまして、「平成 30 年度藍住町継続費繰越計算書の報告について」、「平成 30 年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」及び「平成 30 年度藍住町特別会計（下水道事業）繰越明許費繰越計算書の報告について」繰越額が確定しましたので報告をさせていただいております。

また、「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類について」も御報告をさせていただいております。後ほどごらんいただきまして御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を御説明いたしました。何とぞ、十分御審議の上、原案どおり、お認めをいただきますよう、お願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前 10 時 38 分小休

[小休中に梯総務課長、近藤社会教育課長、高田福祉課長、東條生活環境課長、大塚上下水道課長、補足説明をする]

午前 10 時 56 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。お諮りいたします。議案調査のため

6月6日から6月12日までの7日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から6月12日までの7日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は6月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前10時57分散会

令和元年第2回定例会会議録（第2日）

令和元年6月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
6 番議員	徳元 敏行	15 番議員	永濱 茂樹
7 番議員	西岡 恵子	16 番議員	森 彪
8 番議員	西川 良夫		
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹

健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	大塚 浩三

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

7 番議員 西岡 恵子

6 番議員 徳元 敏行

10 番議員 林 茂

9 番議員 小川 幸英

令和元年藍住町議会第2回定例会会議録

6月13日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（森彪君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であります。

これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森彪君） それでは、まず初めに7番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより令和元年6月議会一般質問を始めます。元号が令和になった最初の議会でございます。新しい時代に向け、町民の幸せ、町政発展を願い質問いたします。理事者には簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

それでは通告書の質問事項、教育、福祉、環境、行政全般から、まず、教育事項の中学生の不登校、不登校傾向について質問をいたします。

全国的に増加傾向の児童生徒の不登校問題については、本町においても問題視し、以前より他の議員も質問されております。答弁として、一人一人に応じた対応策を

構築し不登校状況の解消に努めたい、また平成28年度からは、学級担任の訪問、連絡日誌を使い、スクールカウンセラーや藍住町の青少年対策監が在宅不登校の子供たちの家庭と連携を取りながら具体的な打開策を図っているとのことでした。

本町の不登校、登校拒否の生徒の実態について尋ねます。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 西岡議員さんからの不登校の対策等についての御質問にお答えいたします。

藍住町教育委員会では、不登校児童生徒への取組を他校とも共有し合い、常に意識において働き掛けを持続する目的で、不登校児童生徒連絡協議会を組織し、年間5回、中学校区別に開催しています。この会の構成員は、各小・中学校の代表と適応指導教室であるキャロツ子学級の指導者及び担当のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーそして教育委員会から教育長を含む6名となっています。

連絡協議会では不登校児童・生徒の具体的な状況と学校での取組を報告し合います。また、不登校として文部科学省へ報告する対象の児童・生徒を始め、少し心配な傾向が表れている子供を含めた範囲の児童・生徒を取り上げます。したがって御質問にありました隠れ不登校と言われる不登校傾向の児童・生徒の実態も把握できております。昨年度までの不登校の状況は配布しました資料のとおりですが、本年5月現在の状況を大まかにまとめますと、小学校6名、中学校24名。計30名が不登校と認められます。このうちキャロツ子学級に通級している者が小学校2名、中学校12名と約半数であります。在宅不登校も小学校で2名、中学校で12名おります。このほか、現時点では登校できているが、不登校に陥る懸念のある児童・生徒についても、注意が必要な児童・生徒として取り上げて検討しています。これが小学校17名、中学校2名、計19名となっております。不登校及び注意が必要な児童・生徒を合わせた数の全体の中での割合は、小学校で1.1%、中学校で2.6%小・中全体では1.6%です。これは議員の御質問にあった数字よりかなり少ない数字です。

しかしながら、幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携の強化や年度途中の不登校の増加が毎年見られるなど課題も少なくありません。各学校での丁寧な取組を進めていきたいと思っております。

なお、キャロツ子学級は今、二つの機能を担っております。一つは通級する児童・

生徒に学習や運動の習慣づけをしながら学校への復帰の意向が見られる場合に後押しをする機能です。もう一つは在宅不登校の児童・生徒が家庭から一歩足を踏み出すための居場所づくりです。学校と密な連携を取りながらこの二つの視点から取組を進めております。

また、今年度開設した青少年相談室は、学校の生徒指導担当及びキャロツ子学級と連携し、子供や保護者からの様々な相談を受けることを中心的な任務としていますが、不登校の問題とは常に関わりがあり、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの力を借りながら不登校の問題への取組も進めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きましたので再問いたします。

現在、不登校連絡協議会を開き、常に年間5回ですか、対応していると。現在、小学校6名、中学校24名、計30名、うちキャロツ子学級で半数の児童生徒が学んでいるという御答弁をいただいたと思います。お答えの中で、小中の連携強化と言われておりました。これは非常に大切なことと考えます。この資料によりますと、小学校より中学校のほうが不登校、登校拒否になっていく傾向が強いというのがこの表を見て分かっております。

教育長さんから御答弁を頂いたんですが、不登校問題について一人一人の実情を把握し対応しているということですが、過去5年間の事例を見ても、全国的に増加傾向と同じく、うちの町も増加傾向にあるのではないかと思うところです。

特に中学生において不登校だけでなく、保健室登校や一部の授業だけに出席する生徒やほぼ毎日学校に行きたくないと思っている生徒、いわゆる不登校傾向の生徒、隠れ不登校と言うそうですが、日本財団が先生も御承知のとおり昨年12月に実施したインターネット調査によると、不登校傾向にある中学生は、10.2%、33万人と推計。NHK調査は、23.6%で、約74万人と推計され、この結果が隠れ不登校と言われているのではないのでしょうか。これに不登校と言われている11万人を加えると、中学生のうち44万人から85万人が不登校、不登校傾向との結果が発表されました。日本財団の調査結果から、本町の30年度の不登校傾向、隠れ不登校を全生徒数1,012名から推計すると約100人、これに不登校の生徒数42名を加えると142名の生徒が学校という場所に行く、行かないで悩んでい

る状態でないかと感じるところであります。

本町には、不登校等で学校に行けない、行きたくない子供たちの居場所として平成8年に設立した、キャロツ子学級がありますが、これだけたくさんの子供たちの対応を考えていくと機能の限度を超えるのではないのか大変心配をいたします。教育長が御答弁いただきました人数は、非常に少ないのではないかと。もっともっと、隠れ不登校が多いのではないかと心配するところですが、それらに対して早急な現状把握とその取組について再度お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 再問について御答弁いたします。

先ほどの日本財団というあたりの統計資料の数字がどういう詳細な調査によって行われたかは存じ上げませんけれども、先ほども申しましたように本町で行っております不登校連絡協議会におきましては、子供の不登校の程度、細かく分けまして、どの程度の不登校の子供が何人どの学校にいるというのを細かく分けて共有しています。どんなふうに分けておりますかといいますと、一番重篤といいますか、完全に家に引きこもっている状態、つまり閉じこもり在宅不登校、これが一番であります。その次に、在宅不登校、これは、キャロツ子にも学校にも行かないけれどもお母さんについて買い物とかは行くという程度のもの。それからキャロツ子へ断続通級、学校は行けないけれどもキャロツ子学級にも毎日ではなくて、飛ばし飛ばし来るというもの。キャロツ子通級、この子は、ほとんどキャロツ子だけですけれどもほぼ毎日来ていると。その次に学校とキャロツ子学級併用と。学校も時々来るけれども、キャロツ子学級も時々行っていると。こんな子も僅かですがいます。それから、学校へ断続的登校、これは、休みが多いけれども、週に3回来ているとかそういった子供です。それから、通学しているが要注意、これは、不登校から復帰して頑張っている、あるいは、ちょっと今不登校になりはしないかと懸念があると心配があると認められた子供。最後に、完全に復帰して大丈夫な子供。とゆうふうに8つに分けて細かく学校から報告を受けて、みんなで話し合うと。具体名を挙げまして話し合うと。ですから、断続とか、要注意とか、全部入っておりますので、先ほど、ものすごく大きな数字が出ましたけれども、先ほどお知らせした数字のとおりなのが藍住町の学校にいます。ですから、全て把握して網羅していると考えております。それぞれ、今、相談室もできましてこれからもっともっと、特に在宅不登校の

子供たちに対しても家庭支援も含めて支援をしていこうとしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。不登校、隠れ不登校においては、連絡協議会において細かく協議、対応しているようなので少し安心いたしました。8つの段階を事細かに一人一人に応じた対策で隠れ不登校においても対応できているのではないかという御答弁だったと思います。

徳島県教育委員会において、テレビのニュースで見ましたが一昨日、11日に審議会が開かれ、本県の不登校児童生徒数が600人を超えたと報告をしております。本年度、不登校をテーマに啓発資料作成をすると審議会で決まったようです。本町も今年度5月、青少年相談室を開設し不登校やネット、スマホ依存、いじめなどの問題解決に当たるということですが、これも一つの方法だと思います。

また、他県においてはフリースクールを大体フリースクールというのは学校外にあるというのが普通のようなのですが、学校内に設け、個々の状況に合わせ、自由に学べる場所として利用している事例もあるようです。

いずれにせよ不登校、隠れ不登校で悩み生きづらさを抱えている児童・生徒の身になっての早急な対応を再度お願いをしておきます。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 平成29年2月に教育機会確保法が施行されまして、つまりこれは学校だけが全てではないと。学校に行けない子供にとっても学ぶ機会を作るべきだという法律です。心配なのは、これで学校に行かないことを許容しすぎてしまうのではないかという心配も当時ありました。しかし、現に行けない子供がいてフリースクールのようなものが認められていくというのも一つ大事なことであります。

藍住町にはキャロツ子学級があります。これはあくまで適応指導教室ということで、基本的には学校への復帰を目指すものですが、さっき言いましたように家から出られない子供の居場所づくりにもしております。今後も、この子供に対して個別に考えて支援をしていきたいと考えております。以上です。

● 9 番議員（小川幸英君） 関連質問。

○議長（森彪君） 小休いたします。

議会運営委員会をお願いいたします。関連質問の取扱いについて。

午前 10 時 20 分小休

午前 10 時 38 分再開

○議長（森彪君） それでは、会議を再開いたします。

関連質問として、小川幸英君。

● 9 番議員（小川幸英君） 議長の許可を頂きましたので関連質問いたします。

先ほど、教育長のほうからキャロツ子学級、学校への不登校の受け皿ということ
で説明がありましたが、学校に全然行けてなかった子がキャロツ子学級に行くこと
によって高校も卒業して大学も行ったたり、就職されたという話も聞きます。やはり
これはキャロツ子学級が大切じゃないかと思いますが以前に教育長は、婦人センタ
ーと東中富老人憩の家を併用してキャロツ子学級を行っておりますが学校に中々行
けない子が一番端の東中富まで行くというのは大変だということで、独立した教室
を設けたいと言われておりましたがこの件はどうなっていますか。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

◎教育長（青木秀明君） 答弁いたします。

計画というか予定の段階ですが、建設を計画しております。なるべく早い段階で
できあがりますように、できましたら私も今年度中が望ましいと思っておりますがそ
ういう方向で計画しております。以上です。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

● 9 番議員（小川幸英君） 前向きに検討して、計画中ということで教育長の英断
に感謝いたしますが場所だけちょっと教えていただけますか。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

◎教育長（青木秀明君） 答弁いたします。

体育センターのほうの建物の南側、手前の駐車場と奥の駐車場をつなぐ広い場所
があります。そこへ建設する計画であります。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

◎副町長（奥田浩志君） 教育長の補足説明をさせていただきます。

今計画中という回答をさせていただいたのですが、今現在設計中で教育長が申し
ました場所にしております。9月補正の段階で建物の設計金額が決まりましたら補

正予算で上げさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 次に、小学校における就学援助費について質問をいたします。

この件については、平成29年9月議会、平成30年6月議会においても質問、新入学学用品費の支給が入学後の1学期末に支給されていることに対し、額面上の支給を求めたところ、当初は、事務が煩雑で前もっての支給は大変難しいとの答弁をいただきました。その後も重ねて質問したところ、昨年12月議会に中学生の新入学学用品費を補正予算計上、平成30年度三学期末に支給とのことでしたが、事務処理はスムーズにできたのでしょうか、説明を求めます。

○議長（森彪君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小学校における就学援助費について、御答弁させていただきます。

まず、最初に、今年の3月議会で答弁させていただきました中学生の要保護、準要保護就学援助費ですが、入学前学用品等（入学準備金）について、昨年12月に補正予算を計上し、平成31年3月22日に該当者46名に対し、1人当たり年額4万7,400円で支給総額218万400円を保護者の口座へ直接振り込みを行っております。

また、小学生の要保護、準要保護就学援助費ですが、入学前学用品等（入学準備金）について、今年度12月補正予算で計上し、三学期末に支給することとしています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 再問いたします。

以前は、中学校の事務処理ができた段階で小学校も検討ということでしたが、ただいまの御答弁によりますと今年12月補正で、来年度から小学校においても新入学で就学援助費を受けるようにするという御答弁だったと思います。これは、御家

庭には朗報、経済的に大変助かると思われまます。

これで藍住町の就学援助費の新入学学用品費支給が文字通り小中学校入学前支給となりました。当たり前のことですが少し時間が掛かった感がします。

続きまして、福祉事項に移ります。福祉事項の引きこもり対策について、前段で質問した不登校、登校拒否、隠れ不登校は、行き場所としての学校という場があるので対象者の状況を把握でき対応することができますが、一般社会の中で、自宅に半年間以上閉じこもっている引きこもりと言われる対象者については、人との交わりを避ける場所でしか生きられず、その状況は一人一人みんな違っており一律でないと言われ、国においても十分把握できてなかったのが現状のようです。

内閣府は、昨年12月に40歳から64歳までの男女を対象に調査をし、今回の調査では、引きこもりの定義を、これまでの自室や家からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事や近所のコンビニ以外に外出しない状態が6か月以上続く場合とし、その結果を本年3月に全国で推計61万3,000人、これに以前調査の15歳から39歳までの推計54万1,000人を合わせると100万人を超えていると発表しました。

厚生労働省も社会的問題と捉え適切に対応していくとのことですが、本町の実態について尋ねます。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 西岡議員さんから引きこもり対策について御質問がありました。

本町の実態について御答弁させていただきます。内閣府におきましては、平成31年3月に40歳から64歳までを対象に、自宅に半年以上閉じこもっている、いわゆる引きこもりの調査結果を発表しております。

この調査は、全国で5,000人を無作為抽出し、約65%の回答を得ており、結果として引きこもりに該当する人の割合が1.45%で、これに人口データを掛けて、全国で61万3,000人いると推計しております。あくまで理論値となりますが、本町の40歳から64歳の人口1万1,608人に内閣府の調査結果の1.45%を掛けますと約170人という推計値になります。

以前は、引きこもりは若者の問題と捉えられがちでしたが、80代、70代の親が50代、40代の子供の生活を支える、いわゆる8050問題、7040問題に

象徴されるように引きこもりが長期化、高齢化していることが課題となっております。

一方で引きこもりは判断基準が明確でなく、原因が多岐にわたる場合があること風評を気にして家族が隠そうとする場合があるなど、様々な問題を有しております。

町といたしましては、何より専門機関に御相談いただくことが重要であると考えており、保健センター等に相談があれば、県精神保健福祉センター内に設置されております「引きこもり地域支援センター、きのぼり」や家族会の紹介、39歳以下で働くことを希望される方には、地域若者サポートステーションの紹介など、対応を図っているところであります。加えて、民生児童委員による地域の状況把握や、見守りの強化を図るとともに、先般、国においては、就職氷河期世代で非正規労働や引きこもりにある30代半ばから40代半ばの約100万人を対象に、正規雇用等で集中的に支援していくことが報道されており、国の動向にも注視しながら対応を進めたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きましたので再問します。

本町の実態推計が約170人ということをお答えいただきました。これは、大変な藍住町の問題ではないかと。早急な取組が必要と考えます。引きこもりの実態は、一人一人異なり個々の段階に合わせた支援が必要、そして長期化している場合は、その対応がより深刻とされています。

社会問題として、先ほど課長も言われましたが、8050問題、7040問題、これは、80代、70代の親が50代、40代の引きこもりの子供の面倒を見続け生活を支えている現状だそうです。早急な取組、対策が必要と考えます。

先ほど、こういう場合の相談が来た場合には、専門機関へつなぐ、あるいは若い方で働きたい方には就労支援のほうにつないでいくと、また、就職氷河期の皆さん方に対しては、非常に重大な問題に対して町も真摯に向かっていくというような御答弁を頂いたところです。

本町としても、より踏み込んだ対策が必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 西岡議員さんから、再問いただきましたので御答

弁いたします。

藍住町では保健センターが窓口になっておりますが、県では専用の窓口相談として県精神保健福祉センターなりがございます。そちらで、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士などが引きこもり支援などのコーディネーターとして、御本人や御家族のカウンセリングを始め当事者同士のグループ活動や家族会、親の会、などまた、嘱託員による専門相談なども受けられると聞いております。藍住町としてもこういったところの専門機関につなげていきまして、できる限り御支援したいと考えておりますので御協力よろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きました。社会問題として高齢化社会の中で、高齢の親が子供の世話をしている現状、当事者と家族が孤立、親子が共依存関係となって経済的にも大変困窮する状況が現れております。引きこもり対策として住み慣れた地域で一人一人が自分らしく生きられる仕組みづくり、多様な生き方が保証される居場所づくりが必要と考えます。これからの取組を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、環境事項、ごみ問題について質問いたします。

まず、資料請求した過去10年間の各年度家庭系ごみ総量、同じく事業系ごみ総量について説明を求めます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、西岡議員さん御質問のうち、ごみ問題について、10年間の家庭系ごみと事業系ごみ総量について答弁させていただきます。

本日、議席に配布させていただいた資料をごらんください。

過去、10年間の家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移でございます。

家庭系ごみの主な燃やせるごみと廃プラスチック類について排出量を見ますと、まず、燃やせるごみについては、平成21年度が5,889トン、平成25年度が5,851トン、平成30年度が5,820トンであります。

次に、廃プラスチック類については、平成21年度が940トン、平成25年度

が1,058トン、平成30年度が967トンであります。

人口を平成21年度と比較しますと1,800人余り増えている中、燃やせるごみ、廃プラスチック類共に、概ね横ばいで推移しており、町民の皆様は分別収集の徹底に御協力をいただいたものと考えております。

次に、事業系ごみについては、平成21年度が1,557トン、平成25年度が2,069トン、平成30年度が2,039トンであります。

平成23年度からは、大型商業施設の開業や事業所の増加によりごみ排出量は、増加傾向にありましたが、平成25年度以降、概ね横ばいで推移しており、事業者と連携して減量に努めています。

また、今後も引き続き、ごみの減量化やリサイクルについて町民の皆様は、御協力いただけるよう広報等で更に啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きまして、燃やせるごみ、廃プラスチックのごみについては1,800人増であったにも関わらず、ごみの量は横ばい状態ということで、減量化、分別収集の町民の協力のあったおかげだという御答弁を頂きました。

事業系ごみについては、一時増加したものの、その後は事業者と連携をして減量化に努めているという御答弁でありました。藍住町のごみの減量化については、それなりに皆さん方が協力し、ごみの減量化に努めている結果だと思えます。

その次に廃プラスチック類とプラスチックの海洋汚染が今大変社会で問題になっておりますが、それについて尋ねます。海に大量に流入するプラスチックが海洋汚染として地球規模で広がり世界的な問題となっているのは御承知のとおりです。一度放出されたプラスチックごみは容易には自然分解されず、マイクロチップとなり魚の体内に蓄積、濃縮され、食物連鎖で鳥や人間にも悪影響を及ぼすと言われ世界的にその取組が問われ、特に個人が出すプラスチックごみワースト2位の日本においてはその対応を迫られているところです。

日本は、使用した廃プラスチックをリサイクル処理せず、資源として中国や東南アジアに輸出していましたが、2017年末、中国が輸入禁止、東南アジアに輸出していた一部が使用されず海へ廃棄されていたとの疑いが報じられ、輸出がストッ

プ、国内で処理することになったと報じられました。

資料にある、本町の廃プラスチック類とペットボトルの処理工程によると、輸出には向けられてないとの解釈で大丈夫でしょうか。

また、環境省は、輸出していた廃プラスチックの受入れを各自治体に要請とのことでしたが本町は受入れ予定しないとの新聞報道を見ました。これについて詳細を尋ねます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 西岡議員さんからの世界的に海洋汚染が問題となっている廃プラスチック類の最終処分についてと産廃の本町への受入れについてということであったと思いますが、廃プラスチック類の最終処分につきましては集積所から西クリーンステーションまで分別収集され、町の委託業者へ搬出をして、業者が選別、破碎を行い、その後、固形燃料化してボイラー燃料として、再利用しています。選別時に発生した残渣物についても、焼却炉の助熱材として熱利用しております。

次に、ペットボトルの処分については、指定集積所から西クリーンステーションまで分別収集をし、町の委託業者へ搬出をして業者が選別、圧縮、梱包を行い、容器包装リサイクル法により、日本容器包装リサイクル協会の指定された県外の業者が回収し、粉碎処理を行い、それを溶かして原材料等としてリサイクルされております。

なお、本町では、廃プラスチック、ペットボトルは、リサイクル処理をしているため議員さん御心配の海への流出等の心配はございません。

廃プラスチックごみの焼却処理を市町村に要請したが本町は、この前に新聞記事で受入れ予定なしと回答したことについてでございますが、本町の焼却炉は多量の廃プラスチック類を燃やせるほど耐久性がなく、また、老朽化もしており現在、本町の廃プラスチック類は焼却をいたしておりません。リサイクルをしております。県内の委託業者によるリサイクル処理をしておりますので、この前の徳島新聞の報告には受入れはできないという報告をいたしたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

● 7 番議員（西岡恵子君） 答弁によると、本町が処理していた廃プラスチックは海洋汚染にはつながっていなかったとのことで、安心しました。

生態系に影響を及ぼすプラスチック類やペットボトルは、できるだけ使用を控えることも大事と考えます。町民に対しての周知が必要、減量化への取組を求めてこれからも取り組んでいただきたいとお願いをしておきます。

焼却に関しての環境省からの要請に対しては、本町の炉の関係上要請を断ったということであります。また、その関連につきましても、くれぐれも本町の炉に対しての分できちんと判断をしていただきたいと思います。

続きまして、行政全般、阿波藍の日本遺産の登録について質問いたします。

2017年度以降、藍住町が中心となって関係9市町、徳島市、吉野川市、阿波市、美馬市、石井町、北島町、板野町、上板町、藍住町で毎年申請、3回目で「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて」が日本遺産に登録されたことは大変喜ばしく、藍の文化伝承事業や観光振興にも大変役立つことと大いに期待するところです。登録への概略については、6月議会開会後の全員協議会にて説明を受けたところですが、町民皆様も日本遺産登録を歓迎しています。今一度、日本遺産登録の意義や価値、藍住町が果たす役割、取組について説明を求めます。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 西岡議員さんから御質問がございました阿波藍の日本遺産認定について答弁をさせていただきます。

このたびの日本遺産認定を契機に、申請した9市町と民間団体からなる協議会を設立し、それぞれが連携して藍の魅力を発信する事業を進めていくこととなります。

実施する事業テーマは大きく4点ございます。

1、阿波藍関連資料の調査、研究と価値の顕在化。2、阿波藍の情報発信拠点の整備と観光客の受入れ環境の整備。3、阿波藍の魅力や情報の発信。4、阿波藍を活用した地域おこしの4点が挙げられます。

まず、阿波藍の持つ文化的価値の理解と魅力の再発見を進め、阿波藍が育んできた歴史や文化、技能を未来に継承することを目的とします。

そのことにより、地域住民がこの地域の特徴や魅力、特有の歴史を背景とした景観、そこにあるストーリーを構成する文化財等、独自の魅力を再認識し、地域のアイデンティティを再発見することを期待しています。そして、郷土への誇りと愛

着が一層高まることによって地域が活性化し、今も唯一無二の藍染料を産出する徳島を強くアピールする基盤が形成されます。そして、国内はもとより海外の人々も訪れてみたいと思える地域の創造につなげていくことを目標としています。

また、この地域を訪れた人々が阿波藍を始めとするこの地域の魅力を十分に満喫できるように、基本となる情報を発信する拠点を整備し、ICT等を活用した観光ガイドシステム等の整備を検討します。そして、案内やおもてなしができる人材の育成も進め、この地域を訪れた方に高い満足度が得られる地域づくりを目指します。

さらに、阿波藍のブランド化や、阿波藍製造の活性化や新たな産業の創出、観光振興による消費の拡大を促進することにより、地域づくりや仕事づくりにつなげ、持続的に発展する地域を形成したいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 再問をいたします。今後ますます本町が中心となって9市町が連携しての阿波藍の文化伝承、観光振興への役割は重要と考えます。そのためには、藍のふるさと藍住町にふさわしいまちづくりも今まで以上に大切かと思えます。

理事者の皆様は、仕事上徳島県庁に行かれることも多いかと思いますが、建設当初より、議場の壁には藍のタペストリーがはめ込まれています。最近では、県議会議場へのエレベーター表面も藍色で改装、県庁1階受付の後ろは、藍を施した市松模様のパネルが張られております。そして、その隣の県民ホールの壁には杉板を藍で染めたものに改装され、1階西のトイレは県産杉に藍を施したドアに改装され、いろいろな場所に藍が使われています。

本町においても、東西南北入り口、今ここが藍住町、藍のふるさと藍住町と言える町の案内板があるかと思いついても、そこのあたり普通に北島から入り、板野から入り、徳島市から入ってもここが藍のふるさと藍住町というような目ぼしい看板的なものが一つもございません。今後において、藍の町にふさわしい看板などの設置、また庁舎内や文化ホールに藍の作品を常設展示するなど藍の魅力を様々な形で発信することが必要と思えます。

徳島新聞社説に、藍の魅力を十分にアピールするためには、伝える側がもっと藍を生かし知る必要があると書かれていました。

議会においても、藍(愛)を身につけて東京2020オリンピック・パラリンピックを応援する特別委員会を設置、藍の発信に取り組んでいるところですが、理事者はもとより、職員の皆様も藍に関心をもち、藍を身につけてPRしていただけたらと思いますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 誰に答弁求めるん。

●7番議員（西岡恵子君） 担当課長。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。時間がないから簡単に。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 西岡議員さんの再問に御答弁をさせていただきます。

今回、日本遺産に認定された藍のストーリーのもと、統一的なデザインで拠点施設の情報発信コーナーや解説板、その他道路の案内板や文化財説明板等を整備することが望まれています。藍住町においても、これらを現実化していく予定としています。

また、インディゴコレクションやワークショップも継続して実施していきながら、今後さらに藍の魅力を大きく発信していく取組を模索していきたいと考えていますので御理解をいただきたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。簡潔にお願いします。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 時間が残り少なくなりました。タブレットの導入についてお尋ねいたします。

総務省の勤める働き方改革として、ICT利用の中で会議において成果を上げているタブレット端末の導入について尋ねます。県内町村議会では、勝浦町、那賀町がタブレット端末を導入しております。先月、那賀町で町村議会女性議員連盟の研修があり出席いたしました。那賀町においては、先に理事者側がタブレット端末を導入、後から議会側が導入したと聞きました。

導入のメリットについては、まず、ペーパーレス化ができ環境問題に貢献、ペーパーレス会議システム導入での費用効果、環境にやさしい、資料作成の人件費節約、理事者と議員間の情報伝達が速くスムーズにできる、ミスプリントの差し替えが簡単になった等々メリットばかり述べられておりました。デメリットに対しては、という質問をしたところ今のところ見当たらないということでしたが、本町において

もICT化の時代、是非導入すべきと考えますがいかがですか。お尋ねします。

○議長（森彪君） 佐野企画政策課長。

〔企画政策課長 佐野正洋君登壇〕

◎企画政策課長（佐野正洋君） 西岡議員さんの御質問のうち、会議でのタブレット端末導入につきまして答弁をさせていただきます。

ペーパーレス化や印刷や製本、配布等の作業コストを削減するため、全国的に会議システムを導入する地方公共団体が増えてきております。県内町村では、議員さん御指摘のように勝浦町、那賀町の2町で議会においてタブレット端末が導入されております。

本町におきましても、議会運営に当たりまして紙資料が使用されており、これが削減できるとなりますと、昨今の低炭素社会に向けた省資源化やごみの減量化に資するところは大きいと考えられます。

一方で、これまでは紙資料を中心として会議をしており、資料を電子化するとしますと、資料の配布方法や操作方法の習熟、情報管理の徹底、会議規則の変更などの検討課題があり、また、導入する機器や附属のソフトウェアなどについても、本町の目的に適したものを選定し、仕様を決定する必要があります。

こうした課題に加え、費用対効果や近隣市町の状況を含め、まずは調査検討を行う必要があると考えておりますので、議会におかれましても十分協議いただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議会においても、というお話しでございました。議会においては、議長も昨年、県外のタブレット導入の自治体研修に参加し、本町の議会でも導入しては、との声がありました。理事者側も導入し、資料の共通認識等が必要と。是非、前向きな検討をお願いしておきます。以上で私の質問を終わります。

○議長（森彪君） 次に、6番議員、徳元敏行君の一般質問を許可いたします。

徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 議長の許可を頂きまして、一般質問を始めたいと思います。

まず、この間行われた町内一斉避難訓練についてでありますけども、この目的と課題について、そして、実施後の反省点、改良点についてお伺いいたします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 徳元議員さんの町民一斉避難訓練の課題と改良すべき点について、御答弁させていただきます。

まず、実施の課題につきましては、今回の一斉避難訓練は、大雨による避難勧告が発令された場合を想定し、「地域で取り組む防災対策」をテーマに、避難所への避難方法、避難所での垂直避難経路確認など、防災意識の向上を図ることを目的に実施をいたしました。住民の皆さんや、多数の関係者、合わせて1, 212人に御参加いただきました。昨年の参加者数は、1, 139名でありましたので、少し増加はしていますが、横ばいの状況となっております。参加者数を増やしていくことが課題となっております。また、訓練の日時や場所については他の行事とできるだけ重ならないように調整するとともに訓練の参加者からいただいた御意見なども参考にしながら訓練内容について検討し、より多くの住民の皆様に参加していただけるよう工夫をしてみたいと考えております。

実施後の改良すべき事項についてでございますが、資機材の充実につきましては洪水災害が発生した際、避難所の高所へ避難していただくこととなりますが、高齢者や障がい者など特に配慮が必要な方につきましてはストレッチャーなどの資機材を活用し、速やかに移動していただけるよう各避難所の資機材の充実を図る必要があると考えています。それと、災害時の避難所業務について、職員対象の避難所開設訓練は行っておりますが業務運営までには及んでおりません。今後、避難所開設訓練と併せ初動体制の業務運営訓練の実施を検討してみたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） ただいまの回答でありますけど、主に資材の充実というところであるように思います。昨年度も訓練の後に同じような質問をさせていただきました。今回の避難訓練において、その内容をこちらのアンケートで提出した内容について反映されてないと。同じく、昨年度の避難訓練よりも質的に落ちているのではないかと。これは、私自身も感じますし、徳命の自主防災会委員長も役員

もそういう意見でありました。

特に、避難訓練、3階に水難で避難ということでもありますけども、避難場所指定の小学校、私の担当は南小学校、南小学校において避難した場合に、どこに集合するのか。先ほどの回答の中でもありましたけども、避難所開設、これはどこが担当するのですかと。前回も同じような質問をしまして今回について町では自主防災会の開設を各地区で行っていると思いますけど、今回の避難訓練について自主防災会との連絡調整なんかはあったのでしょうか。実際に、南小学校は3階には行けます。ただ、昼間ですからいろんな設備が。自主防災会、避難所で小学校で管理の機材、部屋がありません。それで、避難者の立ち入る居場所も確保されておられません。備品なんかは校庭の一部です。他の町では、もう既に小学校なら屋上に開設、設置しておりますし、臨時の事務所も小学校とかで確保しているし、その緊急連絡の設備も整っています。確かに、小学校関係者、校長先生が当日来ておられたようですが、そういう避難所としての条件が全くできておりません。

その点、前回のときも避難所の設備運営については質問したと思いますけども、この件についてどのように計画を立てて整備しているのかお伺いします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長(梯達司君) 徳元議員さんの再問について御答弁させていただきます。

まず、避難所の開設のほうでございますが、災害時の職員体制につきましては個人ごとに出動体制とか役割分担、担当の避難所等も記載した非常体制配置表を作成しております、毎年修正いたしまして全職員に周知をしております。

それと、学校の関係でございますが、まず、学校施設につきましては、災害時に避難所として機能を果たせるように災害対策本部と学校それぞれが学校施設を開閉できるように鍵を持っております。担当職員や教職員が速やかに施設を使用できるように、現在しておるところでございます。これによりまして、住民の皆様が早めの避難行動をとれるような体制を整えておるところでございます。

それと、自主防災組織等についての呼びかけでございますが、今回の一斉避難訓練におきましては、参加要請にとどまっておるところでございます。

それと、避難所との通信手段につきましては、固定電話が不通の場合につきましては、移動系防災行政無線を使用して災害対策本部と連携をすることとしております。また、小中学校の避難所につきましては、W i - F i設備を設けておりまして

災害時に携帯端末等による通信ができる環境となっております。

それと、備蓄倉庫についてでございますが、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資や指定避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄を行っております。沿岸部の町村は津波を想定しての備蓄倉庫であり、最大津波浸水高より高所に設置をしております。本町では、津波浸水被害はあるものの、避難所への津波被害は少ないため大雨による洪水を想定し、避難所開設に便利な校庭に設置した備蓄倉庫となっております。津波は短時間で水位が上昇しますが、洪水は河川の水位状況に伴い時間を要し、ある程度の予測は可能であります。河川水位に連動して避難情報を発令しますので、備蓄倉庫が浸水する以前に避難所は開設され必要な物資は備蓄倉庫から搬出されていることから指定避難所運営に支障はないものと考えております。

なお、浸水のおそれがある場合は、避難されている皆さんに協力をいただき事前に物資等を高所へ運んでいただく必要があると考えております。

また、避難所での備蓄品だけでは不足いたしますので、町の防災備蓄倉庫より随時配送することとしております。

なお、毛布等につきましては、2階以上の教室等に保管をしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 今、避難、災害発生時の町の状況を説明されましたけども、現実的に南小学校で確認すると、鍵の存在も不明でありますし、屋上への通路は鍵の部分はありますけども、メインの中央通路が溶接で固定されております。過去に屋上でいろんな問題があったとも聞きますけども、防犯上のことだろうと思っておりますけども、避難所の機能としては全く機能しないと思っております。他のところでは、学校全部、鍵の設置の案内とか避難通路の案内、それから、夜間が想定されますから、蛍光色の階段の案内とか。あとで、徳命の自主防災会の委員長から町に対して避難訓練の要請書が出ると思いますが、昨年と余り変わらない内容で今回どれだけの改善点があるのか期待しておりましたけども、冒頭に申し上げたとおり、内容は低下しているのではないかと危惧があります。その点、十分来年に向けて反映できますようお願いいたします。

次に、高齢者交通弱者に対する通院、介護等の支援策の進捗状態についてお伺いいたします。これは、私も3年ほど質問させていただいておりますけれども、具体

的に計画はあるという話は聞きますけども、現在どういうふうな進捗状態になっているのかお伺いいたします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

今、鍵の不明とか屋上への通路とかメイン通路が溶接されて通れんとか、そういう質問に対して答弁して。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 議員さんの再問について御答弁させていただきます。

鍵等につきましては、通常ですと職員も持っていくところでございますが、今回は訓練でございますので所持はしてございませんでした。今後は気をつけて鍵を所持していきたいと思いますが、屋上への溶接につきましては、学校のほうと協議させていただきまして今後検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森彪君） 通路等の案内は。

◎総務課長（梯達司君） 失礼いたしました。

通路等の案内につきましては誘導員がおりまして、通路等今回はするようにはしておりましたが、夜間についての想定は今回しておりませんでしたので通路等につきましてもまた夜間対応できるような方向について検討していきたいと考えております。答弁といたします。

○議長（森彪君） 佐野企画政策課長。

〔企画政策課長 佐野正洋君登壇〕

◎企画政策課長（佐野正洋君） 徳元議員さんの御質問のうち、高齢者・交通弱者に対する通院、買い物等の支援策につきまして、御答弁をさせていただきます。

近年、地方の公共交通において採算が取れない路線が減便や廃止を余儀なくされている一方で、運転免許を返納した方など、主に高齢化によって交通弱者が増加してきており、自家用車の代替手段として地域交通の重要性が高まっております。

このような中、本町におきましても、町民の移動手段の確保と利便性向上のため、昨年度には町内発着の高速路線バス実証運行事業に着手したところでありまして、今年度から新たな移動手段の導入も視野に入れながら、町内公共交通の在り方の検討をスタートさせてまいりたいと考えており、今年度予算で、地域公共交通網形成計画策定業務に係る経費を計上しております。

一方、年内までに、徳島県が主体となって、次世代地域公共交通ビジョンを策定する予定であり、本町も国や県やバス事業者とともに策定作業に参画しております。

県の公共交通ビジョンでは、幹線的バス路線の再編、見直しや、県、市町村、事業者の役割分担が議論されており、今後、ビジョンの考え方に沿って、在来バス路線のルートや便数など、再編が実施される見通しであります。

本町の検討におきましても、町内外への移動の利便性を向上できるようにバス停や鉄道駅のような交通結節点とのネットワークを形成していく必要がありますので、県の交通ビジョンとバス路線再編の動向を見ながら今年度は町内の公共交通利用状況や移動ニーズなどの基礎資料の収集と基本方針の検討を進めてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 昨年度も同じような質問をさせていただきました。そのときには、町独自の対策を考えているというような回答だったと記憶しているんですけども、町長の答弁でもオンデマンド方式のバスとか、いろいろアイデアは出ておりましたと記憶しております。今の答弁ですと全く町の独自の対策はないと。県の方針に従って町外への公共交通の利便さを求める。町内で生活している日常生活の買い物、それから通院についてこれで十分対応できるものかと疑問に思います。一つの成果として、高速バスのバス停を作りましたと言いますが日常生活において余り便利になったとは感じません。日常生活、買い物、通院に非常に不便を感じております。これも、何年来、要望が出てきているところであります。もうそろそろ、いつ頃を目標にこの施策ができるのかってというような見通しも聞きたいところであります。

○議長（森彪君） 町長に答弁を求めたらどうで。町長に答弁求めたほうがええんとちゃうん。

●6番議員（徳元敏行君） 担当課長で。

○議長（森彪君） 佐野企画政策課長。

〔企画政策課長 佐野正洋君登壇〕

◎企画政策課長（佐野正洋君） 徳元議員さんの再問について、答弁をさせていただきます。

先ほども述べましたが、町のほうでは地域公共交通網形成計画を策定するのでありますけども、これが町独自の交通の在り方を考えていく計画でございます。

今年度に策定されます県の公共交通ビジョンやバス路線の再編を踏まえまして、

町内の公共交通を検討してする必要がありますので、今年度は基本方針の検討を行いまして、事業者との調整を含めた具体的な施策を盛り込んだ公共交通網形成計画につきましては、次年度以降になると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） この問題は私だけでも3回目であります。当然、町として考える支援策の基礎的なものは、今までにあってしかるべきだと思います。これを今さら町でどういうふうな支援策が必要か考えていくというのは遅きに失していると思います。もう少しスピードアップして実現できるように努力を要請します。以上です。

○議長（森彪君） 最後の徳元議員の発言を理事者は考えておいていただきたいと思います。

○議長（森彪君） それでは、徳元議員が終わりましたので、次に、10番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、議長の許可を頂きましたので、質問通告に従って一般質問を行います。理事者の方は、簡潔で明確な答弁をお願いします。

まず1点目、町監査委員の資格について質問をいたします。

地方自治法第196条に「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と定めています。

町長は、佐野議員が一番信頼があると確信を持ち監査委員に任命したことと思います。これからの質問は議会の総意として行います。

私が一般質問通告書を提出したところ、佐野議員から一身上の都合で監査委員を辞職すると高橋町長に提出され、町長は辞職を許可したそうです。

町議会として佐野議員の監査委員不信任を求める動議が可決され辞任するまで3か月間ありました。改めて、この間の経過を含めて質問をいたします。

3月議会で、鳥海典昭議員から佐野慶一議員に対する辞職勧告動議が提出され、採決の結果、賛成10、反対3で可決されました。辞職勧告決議が可決された後、林茂議員から佐野議員の監査委員不信任を求める動議が提出され、賛成10、反対3で可決されました。議員辞職勧告動議、監査不信任を求める動議に対する賛成討論は各々2人の議員から賛成討論がありましたが、反対討論はありませんでした。

なお、この詳しい中身につきましては、お手元に配布されています議事録を是非ごらんくださることをお願いいたします。

佐野議員は、安藝議員と鳥海議員に「どぼろった」と口汚くののしるなど、人格を傷つける行為、この行為は、侮辱罪（刑法231条）「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱したものは拘留または科料に処する」に当たります。

さらに奥村議員をかばう余り、全員協議会を開くのなら森彪議長に対して不信任を提出するぞと、議長を恫喝しました。恫喝によって、相手に義務のないことを行わせたり、権利の行使を妨害したとき強要罪となる可能性があります。今どきこのような発言をする議員が、2度も議長をし議会運営委員会委員長、町の監査委員という重要な役職についていたこと自体大問題です。これほど議会を私物化する行為を許していたら議会はますます町民から信頼されません。

全員協議会で佐野議員に対し安藝議員、鳥海議員に謝罪を求めましたがしませんでした。その後も謝罪はなかったそうです。佐野議員はこれらの行為の過ちを率直に認め謝罪することです。これらの行為を許していたら藍住町議会として悪い先例を残すことになります。

佐野議員は、私が文化ホールの建設費が、町民1人当たり掛かった金額を示すと、議員席から文化ホールの建設費には、国からの補助金があるので、その金額を差し引くことを主張されました。私は謝罪し、私の発言は黒塗りにされました。このような事例は他の議会ではないと言われていました。間違っていたら非を認め謝罪をする、それが議員の品格です。

町長に伺います。議会では辞職勧告決議と監査委員の辞任を求める決議が採択されましたが、どのように受け止めていますか。

町長は、監査委員の任命責任があるのにも関わらず、佐野議員が辞職願を提出するまで3か月間も放置していたのは、なぜですか。

行政と議会は二元代表制です。議会で監査委員の不信任を求めた議決をしました。町長は議会の決定を重く受け止め佐野議員の辞職を待つのでなく、任命責任として

第197条の2に従い監査委員を罷免すべきだと思います。以上の質問にお答えください。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、林議員の御質問にお答えいたします。監査委員につきましては、地方自治法で町長が選任するということになっておりますので、議会の不信任決議が罷免に直結するかというものでもないと思います。

監査委員を罷免するとなれば、当然慎重な判断が必要になります。少なくとも、刑事事件とかに発展すればすぐに罷免に該当するというようなことも考えられますが、いずれにしても、すぐにその結論というのが出せるものではありません。ただし、議会の議決については重く受け止めさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時52分小休

午後1時再開

○議長（森彪君） それでは、会議を再開いたします。林議員の一般質問を続けます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、先ほど町長から答弁がありましたので、もう少し、町長にお尋ねいたします。

最後の質問の中で、町長に、197条の2で町長は任命権と同時に指名権があると言いました。そこで、197条の2は罷免についてどのように規定しているかと少し議員必携より紹介します。既に御存じと思いますが。「普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため、サービスの遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは議会の同意を得て、これを罷免することができる。」ですから、我々議会は佐野議員に非行があると認めたわけですね。これはやっぱり、議員辞職の問題、いわゆる監査委員の不信任を求めるこの議決っていうのは、先ほどの質問の中でも具体的にどういう問題があったのかというのを示したと思います。ですから、このことが、

非行でなければ何が非行なのかという、ここと思うんですね。非行に対する認識が議会と行政のトップである町長との認識の大きなずれがあるんでないかと。ここが、きちっとしていかなかったら、二元代表制の根幹が問われるのではないかと。こういふことで、我々は非行があるんだと、暴言の問題からですね、議長に対する不信任案を出すと、議長が議会をどうしていくかということで真剣に考えて全員協議会なりをいろいろと模索をしながら議員に提案をしてきたわけでしょう。ここが一番重要なところですよ。これが、議会が真剣に議論をして、それで一定の結論を出したと。その結論が今日に至って、それで3か月前から遡った質問の中身を再度したわけですよ。それで、そのときの、議会における鳥海議員からその他の議員の発言の全議事録を全て今日皆さんに配布をしていただいたわけですよ。非行の問題をひとつ、このような罷免の大きな条件にしてるわけですよ、我々は。職務上問題があったということは言っていないんですよ。監査上の。そういう点で、認識のこれだけのずれがあるっちゃうんはちょっと私は一般的に考えたら社会的通念上、問題があるのではないかと。非行に対する認識を少し我々議会で罷免決議、議員辞職を決議したと、可決をしたと。この認識との違いだけ、答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） それでは、林議員さんの再問にお答えいたします。

監査委員を罷免するというのは、先ほどおっしゃいました地方自治法による法的な根拠によるものでありますので、非常に重いものであります。その点については、十分に御理解をいただきたいと思っております。今回の場合、議員同士の私的な電話による会話の中での発言というのが地方自治法第197条の2に定めのある監査委員たるに適しない非行に該当し、罷免の理由になるかどうかというのは慎重な判断が必要であります。私なりに、罷免の事例等というのを調査いたしましたが、今回の事例に類似したというのをみつけることができませんでした。そうした中で、6月11日、佐野議員から監査委員の辞職願が提出されましたので、受理をいたしました。以上、答弁とさせていただきます。

●3番議員（安藝広志君） 議長、関連質問。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 議長の許可を頂きましたので、林議員の一般質問、町監査委員の資格について関連する質問を行います。

町長に伺います。3月議会から6月議会までの間、かなりの時間がありましたが、町長から議会に対して何のアクションもありませんでした。議会の議決を重く受け止めているのであれば、その気持ちを報告、連絡、相談することはできなかったんですか。お伺いいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） 今の話ですけども、確かに3か月たちました。しかし、私なりにその間に、今回の件について実際にこれがどういうことであったということは、調査しておりました。ただ、まだ結論というのが出ていない中で、今回辞職願が提出されたところでありまして。以上です。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 今議会開会日の全員協議会で、先日、徳島新聞に報じられた固定資産税課税誤り及び納税通知書の誤送付の件について、議会への報告が余りにも遅い、との議長からの苦言に対し、町長は鉛筆を机にたたきつけながら、議会をないがしろにはしていないとおっしゃいましたが、議会への報告が3週間もたってからでは、議会を軽視している、ないがしろにしていると言わざるを得ません。

以前、町長は首長と議会は荷馬車の両輪である、同じように回転しなければ前には進まない、とおっしゃっていました。我々議会でも、首長と議会は対等な立場でお互いの牽制と抑制の上に均衡と緊張関係を保つことが大切であると考えています。

今現在、二元代表制をどのようにお考えですか。お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） それは、両輪だと考えております。

そして今回、固定資産税の件であります。まず一番にするのは、間違われた方、被害に遭われた方の救済というのに重点を置きました。私自身がその方に謝罪もし、また、誤送付した先にも9か所回りまして回収、そういった業務を進めておりました。それで、被害者の方ですね。話が少し長引いたこともあったり、報告が少し遅れましたけども、被害者の方には、新聞への公表、それと議会へ冒頭で謝罪するというようなことは、それはもう一番最初に会ったときに言いました。以上です。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 二元代表制の中でやはり対等な立場で、今町長がおっしゃられたように、住民さん第一である、ここはもちろんだと思います。けれど、

行政のトップである町長と、議会のトップである議長、この二元代表制の根幹を牽制と抑制の上に、均衡と緊張関係を保っていく。これが二元代表制であるならば、報告、連絡、相談、俗に言う、報・連・相はあってしかるべきだと考えますがいかがですか。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） それは当然あってしかるべきだと思います。

ただ、今回は先ほども言いましたとおり、報告しないつもりであったとか、そういうのではございません。それは、先ほど言いましたように、新聞にも公表するし、すぐに、ある程度この話がまとまってから報告するというようなところを考えてのことです。以上です。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 矢部議員が飲酒で検挙されたとき、議長は日曜日に矢部議員が検挙されて月曜日に連絡を町長にしたところ、町長は、連絡が遅い、もっと早くくれなんだから困る、というようなことをおっしゃられた。その件をこれに当てはめるなら、今町長がおっしゃっていることは正しいのか、これは二元代表制の根幹には触れないのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） 矢部議員の飲酒の件であります。すぐに連絡が欲しかったというのは、次の日役場に電話が掛かってくるだろうと、それで、その体制を警備員の方にお任せするというのはどうかなということで、私も7時過ぎぐらいから出ておりました。そういう緊急的な体制の整備が必要であるためにそういうようなことを申し上げたのでございます。以上です。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 今町長がおっしゃったことは議会も同じように思っております。この度の固定資産税の納税通知書の誤送付、これは行政側だけが管理、把握している問題ではありません。我々議会もあって、その情報を把握し、その時々によって随時どうなっているのか、見極めていくのが我々議会であります。そこに対して情報が3週間も遅れるというのは、いかがなものかと思えます。

というところで、3月12日、3月議会一般質問の日の夕刻、副町長とともに佐野議員宅を訪れ、政策の話をされていたそうですが、間違いはございませんか。お尋ねいたします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ちょっと日付のほうは覚えておりませんが、お会いした日のことでしょうか。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） お会いした日。それが今までに何日あるのか、こちらのほうでは存じ上げませんが、3月12日、3月議会一般質問の日でした。この日の夕方、副町長とともに高橋町長は佐野議員宅を訪れて、そこで政策の話がされていたというふうに聞いています。これに間違いはないですか。

○議長（森彪君） 高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） 3月12日だったかどうかと言われたら、政策の話はしたことはあります。副町長とともに。ただ、日付のほうは定かではございません。

○議長（森彪君） 安藝広志君。

●3番議員（安藝広志君） 私が確認をしておりますのは3月12日、3月議会一般質問の日の夕刻、ということですが、町長にその記憶がないということは、この日だけではなかったというように思います。私の記憶では、佐野議員が一般質問に立たれ質問されたことはございませんが、佐野議員からこの日の話を聞いたところ、3月12日の一般質問のうちに気になった質問があったから呼んだとのことでありました。議員が政策を唱える場は、この藍住町役場である議場であります。これでは、藍住町のまつりごとは役場ではなく、一議員宅で行われている、一部の議員との密談の上で成り立っていると、解釈されても仕方がありません。藍住町のトップに立つ者が、自ら混乱を招くようなことをされたことに、我々議会議員一同、非常に大きなショックを受けておりますことを申し上げまして、私の関連質問を終わります。

○議長（森彪君） それでは、引き続いて林茂君の質問をしてください。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 先ほど、町長から非行の問題の定義について、明確な答弁がございませんでした。お話をされた答弁の中は、いわゆる個人的に電話でやりとりをしたんだと、こういうことですね、論点をすり替えたということでもあります。このことで、我々議会が町民の皆さんから信頼されるために努力をしていると、

頑張っていると、全議員が。そういうことを申し上げて、それなりに行政のほうも議会がそういうかたちで頑張っているところは真摯に受け止めて、行政を進めてほしいと。取り分け、最後、安藝議員がいろいろと質問されました。これも答弁、非常に不十分な点があったわけですが、全体にこういうことでお互いに町民の皆さんから信頼される藍住町にしていきたいと、こういう決意でいます。

それでは続けて、質問通告に従って質問させていただきます。2点目、汚水処理事業についてです。

私は3月議会で、莫大な予算を使う下水道事業を見直し、合併浄化槽に切り替えて町民の大切な税金を暮らしや福祉に使うことを提案いたしました。回答は従来から余り変わっていませんでした。ここで、改めて質問をさせていただきます。

下水道事業というのは非常に工期が長いということですね。10年から以上に掛かると。そしてさらに、災害に弱く、汚水処理普及には向いていないというふうに私は考えて質問してまいりました。合併浄化槽は災害に強く工事費は安い。地元の建設職人の仕事にもつながっていると。価格でいうと、下水道事業では1基当たり工事費は945万円掛かっています。合併浄化槽は、1基当たり工事費は27万円。30数倍からの高い価格が公共下水道では費やされてきたということです。この1基当たりの工事費については、町の理事者から資料が提出をされた試算をした金額ですから、間違いはありません。どちらが費用対効果で有利なのかもこの点では明らかになりました。下水道事業を見直して合併浄化槽に転換すれば、町財政の負担を大きく軽減できます。国もその指示であるということを前回の議会で私は国の指針、そして通達の重要な部分を紹介をいたしました。今日、大地震などによる下水道の被災状況と合併浄化槽の被害状況を資料として提出していますので、ごらんください。一枚もので裏表です。下水道の被災状況、国土交通省のホームページです。発生日、それから震源の深さ、地方公共団体それぞれ都道府県ですね。それから、被害額、被災延長被災率、100億円を超える被害額がどれだけあるかということで少し見てくださったら。兵庫県南部地震、阪神淡路大震災、642億円です。それから、新潟の中越地震が205億円。そして、東北地方太平洋沖の地震、これは東日本大震災、約3,500億円。非常に莫大な損失です。それで、この東日本大震災の各県の災害の査定っていうのがあるのを私は知りませんでした。各県がこれだけの災害が下水道で起こったと、国に申請をして、その審査結果で認められたら国からこれに対応する交付金が支払われると、こういう仕組みなんですね。ですか

ら、この申請金額が全て認められたということではないようです。一番下段の、それから熊本地震。我々議会で安藝議員とか、鳥海議員の紹介で行きました。ここは、330億円。そう見てみますとですね、下水道事業に投資した額が大きければ大きいほど災害時には比例して損失額も大きくなるという。これが、災害の特徴なんです。ですから、災害が少なくて済むというのは、もちろんしないことにこしたことはありません。しても、小額の投資でやめとけば、万が一。

今まで議会でですね、私が災害に弱いと言ったら、こうこうで研究開発が進んでいる、なにそれで心配ないとか、こういうことが答弁されました。それも一理あります。それでその裏面です。これは、災害に強い合併浄化槽ということで、環境省の浄化サイト。災害に強い合併浄化槽っていうのは、私が今まで使ったんですが、環境省の浄化サイトでこういうキャッチフレーズで立ち上げとるんです。これ見ていただいたら、宮城県のこの地震ですね。それからずっときています。この調査基数ですね、影響数、影響率30%も40%もですね、合併浄化槽が地震で災害の被害を受けたという地域はございません。非常に災害に強いということが明らかになったんです。なぜ強いかと言ったら、ガソリンスタンドを頭に浮かべてください。ガソリンスタンドのタンクの周りはコンクリートで固めとんです。合併浄化槽も同じような構造なんです。最近さらにこれが強化されてるということですから、非常に災害に強いと。工期は短いと。もってこいなんです。特に今、財政難の自治体がたくさん増えています。公共下水道を行うことで他の重要な施策が残念なことに手つかずであるということ。ですから、我々が議会で要求しても財政難ということで今まで逃げてこられました。そこで少し、後ほどですね、今どのような公共下水道と合併浄化槽にお金が投入されているのか。そして、財源の内訳等を説明していただいたら。合併浄化槽と公共下水道との比較を少し説明していただくことを求めます。

○議長（森彪君） 大塚上下水道課長。

〔上下水道課長 大塚浩三君登壇〕

◎上下水道課長（大塚浩三君） それでは、林議員さんの御質問の汚水処理事業についてのうち、下水道事業に関することについて、御答弁をさせていただきます。

まず、前段にございました下水道事業は、工期が長く、災害に弱く、汚水処理普及には向いていない。合併処理浄化槽は、災害に強く工事費は、安い。町財政の負担を大きく軽減できる。国もその指示である。というふうなことの御質問があった

かと思えます。それにつきまして、まず御答弁をさせていただきます。

国としても、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」を国土交通省、農林水産省、環境省が共同で平成26年1月に策定し、10年程度をめどとした汚水処理の概成という方針を示しており、県が平成29年7月に策定した「とくしま生活排水処理構想2017」にもその方針は踏襲されています。

これまでの、下水道整備予定区域の縮小を行い、代わりに合併処理浄化槽等による整備に変更するといったものであり、国、県ともに下水道事業中心の汚水処理事業から、合併処理浄化槽の推進も含んだ、地域の実情に合わせた基本的な計画等を検討するようという指導であり、本町でも、今後、下水道区域の縮小という大きな見直しを行う必要があると思われませんが、2市4町による流域下水道整備を行っているため、関係市町と協議しながら今後の整備を行ってまいります。

本町においても、汚水処理人口普及率の早期向上を図ることが、最大の課題であることから、推進に時間の掛かる下水道事業から合併処理浄化槽事業に比重が移らざるを得ないかもしれません。

なお、下水道事業は、災害に弱いのではないかということにつきましては、現在、本町では、50年に1度か2度発生する地震に対応するレベルについて及び50年以内に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動で発生する大規模なプレート地震、阪神淡路クラスの直下型地震へ対応するレベルに対応する施工を行っております。そして、耐震基準につきましては、東日本大震災級の震災に対応する設計に改めることが今後予想されておりますので、震災対策を考慮いたしまして現在できる最善の対策を講じていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点、下水道のほうの歳出歳入の財源ということであったかと思えますが、今年度の下水道事業の歳入歳出予算に関する説明書ということで、先にお渡ししておいたものがあったかと思えますけども、まず、歳出につきましては3億9,800万円ということで。

●10番議員（林茂君） 説明はですね、資料配布をされている町の公共下水道工事の財源内訳、これで結構です。

◎上下水道課長（大塚浩三君） 失礼しました。自席に資料を取りにまいります。

資料請求によりまして配布させていただきました、町公共下水道工事の財源内訳ということでごらんいただきたいと思えます。

まず、公共下水道1期と2期の合計でございますけども、平成13年度から平成31年度で事業費として39億5,048万6,000円ということでございまして、国庫補助金が16億1,694万円、それから、財源の率でございますけど、40.9%。地方債が16億7,220万円、42.3%。受益者負担金で6,411万円、1.6%。その他として、使用料収入とか一般財源からの繰入金でございまして、15.1%ということでございます。あと、起債の償還につきましては、金利は0.2%から2.2%。返済期間は、1年から30年でございまして、返済総額が42億9,045万7,000円です。それで、下段のほうでございまして、流域下水道の負担金でございますけど、平成12年度から平成31年度で、事業費が16億1,262万1,000円。国庫補助金はなく、地方債が16億1,160万円、99.9%。それから、その他として102万1,000円、0.1%ということになっております。合計につきましては、事業費が55億6,310万8,000円。国庫補助金が16億1,694万円、29.1%。地方債が32億8,380万円、59%。受益者負担金が6,411万円、1.2%。その他として、5億9,825万8,000円、10.8%でございます。下水道のほうの財源は以上でございます。下段のほうの合併浄化槽という御質問もございましたけども、下段のほうにつきましては、合併浄化槽のほうの整備事業に関する補助基数でありますとか、補助の新設転換の内訳、それから事業費、それから財源の内訳として国庫支出金事業費でありますとか、あと、内訳として一般財源事業費の比率ということで、表示をさせていただいております。以上でございます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、前段の答弁もいただきました。そして、下水道の工事における財源の内訳も詳しく説明をしていただきました。それで、前段の答弁の中で、震災対策も万全にやっていると、こういうことを答弁でされました。非常に重要なことと思います。ただいま、全国的にこれから公共下水道をやっていくって自治体はかなり少なくなりました。今は、いわゆる老朽化にどう布設がえをしていくかと、そういう段階に入っています。

藍住町の場合は、これからまだするという、この段階ですから、ちょっと次元が違うということ、まず考えてください。

資料説明の中で、いくつか思うことがあります。事業費が55億6,000万。

そのうち国庫補助金が16億1,600万で約3割近く、29%、地方債が32億6,300万、この地方債の金利が0.2%から2.2%、返済期間が最長で30年間、返済総額が42億9,000万円。こうしますと、地方債のいわゆる借入金、これが最長30年間かけて返済するんですけど、金利負担が10億円掛かるんです。非常に莫大な金利負担を払うわけでしょ。これは、町民が払うんです。これをひとつちゃんと覚えてください。それで、その他が5億9,800万円っていうのは一般会計からの繰入金を中心の額です。ですから、受益者負担金下水道の使用料が6,400万円、財源の内訳でみると僅か1.2%です。

そこで、同じく資料請求をして付けていただきました。公共下水道事業の平成30年度末の、公共ますの設置件数1,229基、下水道加入基数は748基で加入率61%。この加入基数の中には内訳を今回出していただきました。町施設が18基、事業所が35基、個人が695基という状況です。担当者は頑張っていたいで加入率をかなり上げていただきましたけど、まだ61%。そういう状況なんです。

そこで、お尋ねをします。仮に全ての1,229基が下水道に加入したら、下水道の使用料総額は幾らになるのか。1,229基の加入が100%実現すれば赤字は見込まれんのか。お尋ねをします。

そして、町は、民間ができることは、民間に任せると、そういうことで民間委託をずっと進めてまいりました。まず、し尿くみ取り料、黒字でありました。これを民間委託しました。それから、藍寿苑、保育所、学校給食、民間委託をしてきて、いかに民間委託をすることが町財政を健全化していくか、このような考え方で進めてまいりました。こういうことを言われると、どうしても下水道事業は藍住町がやらなくてもいいんじゃないかと、思い切って民間に任せることはできないのか、そう思います。この点ひとつ、お伺いします。

それから、その次です。下水道事業の認可区域だけ、現在55億円からお金が投入されました。これは全て、町民のいわゆる財政負担。確かに、国からの補助金もあります。ですけど、この多額の投資が一部の地域だけに投資をされると。その負担は下水道を使用していない町民の皆さんにも負担を求めている。これが現在の下水道の会計です。そうすると、町民の皆さんが納めた税金が一部の地域の公共下水道事業だけに使われて、その恩恵を受けない地域があるわけです。全町一斉にしてないわけですから。それで、工期が長いと。これは町民の皆さんが納めた税の還元っていうのが地方自治法による行政としての出発点から考えたら偏りすぎとんでは

ないかと、問題があるのではないかというようなことを私は思うわけです。

それから、下水道事業に投入する予算が55億円を超えていますから、この公共投資額が余りにも大きいわけですね。桁が違うんです。4億、5億違うんです。町民が要求している施策の実現を妨げるのではないかというふうに思います。金利負担が10億円にも驚きました。

そこで、具体的にお尋ねします。町長が掲げる「子育てをするなら藍住町で」、子育て支援に使う財源確保の保障はあるのか。片方、これだけお金を使っているわけですから。それで、板野町、北島町では学校給食費の半額負担を実施しています。学校給食費の半額負担を実施するように、小川議員も要求してまいりました。

これから真夏の猛暑を迎えますが、小中学校体育館のエアコン設置は、必要です。体育館は、災害が起きたら地元住民の避難場所でもある重要な施設です。

下水道事業の借入金の金利負担が10億円、こんなお金があるんだったら、やっぱりもう少し真剣に考えていただいて、せめて学校給食費の半額負担、小学校、中学校の体育館にエアコンの設置をすとか、トイレをもっときちっと直すとか、いろいろ使い道があるんでないかというふうに思います。是非、その点も答弁をお願いします。

合併浄化槽整備事業は、もう見ていただいたらそのとおりです。事業費7億5,200万円。これでかなりの仕事はできとんです。2,831基、下水道事業では748基、基数で3.8倍から。基数で、ですよ、お金でなくって。こういうことを、やっぱり全体的に見ていただいて、我々が町民の皆さんの声を議会へ届けたら、財政難とか、そういうことでなくって、もっと節約できる、政策転換をしていただく、そういうことが行えば可能であると思います。恐らく町民の皆さんは我々が言っていることが正しいだろうと思うわけです。その点ひとつ答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 政策やから理事者がいいん違うん。町長がいいん違うん。

奥田副町長。

町長、答弁せんのかい。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、林議員さんの再問につきまして答弁をさせていただきます。

質問内容がたくさんありましたので順不同になりますけれども、先ほど担当課長より答弁させていただき答弁が重複いたしますけれども、下水道事業の今後の方針等

につきまして、また、いろいろな御質問について答弁をいたします。

まず、今後の公共下水道事業の方針でございますけれども、何度も議員さんから質問をされております。この件につきましては、今現在、2期の工事が工事区間をやっておりますので、3期区間をある程度決めた段階で、今後の下水道を縮小していく時期は必ずこようかと思っております。財政的にも厳しいので、そういう時期がくると思います。ただ、今現在は2期の工事を発注中でございますので、このあたりを御理解いただきたいと思います。

次に、公共下水道事業の122基のますが全部入れれば赤字は解消されるのかというようなことでございますけれども、はっきり言って、赤字が解消できるかどうかの算定をいたしていないのが現状でございます。ただし、今後、中央クリーンステーションのし尿の処理を下水道放流にしていまいますので、それが、工事ができた段階では100%赤字になると考えております。

続いて、下水道の民間委託はどうするのかという話でございますけれども、この件につきましても、今現在、中央クリーンステーションの放流処理の仕方の分で、下水道放流の基本設計を発注しています。今後、詳細設計を踏まえまして、そういうかたちでのどういうふうな流れになるのかをはっきり確認した上で、今後、民間委託という話は出てこようかと思っておりますけれども、検討したいと思います。

続いて、税の公平性の御質問もあったかと思っております。これにつきましては、今現在、全町下水道区域として施工を行っております。議員さんの御指摘のとおり、下水道の工事期間は時間的には長期間掛かっておることでありまして、下水道区域で工事の区域以外のところにつきましては、合併浄化槽の新設補助、また転換補助を行っておりますので、このあたり、全町国費をまた町の負担を入れての補助をしているというような考えで御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、答弁を頂きましたけど、残念なことに、余り歯切れがいいことではありませんでしたね。結局は、このまま下水道事業を続けることを言われただけでしたね。3期目には縮小するという。できる限り、今、私が質問をしたような中身をどういうふうに考えていただくかということです。そこで給食費の……。

〔議員席で私語あり〕

○議長（森彪君） ちょっと、やかましい。

●10番議員（林茂君） 学校給食費の半額負担とか、それから、小学校、中学校の体育館のエアコン設置をするというようなことを議会で質問をしたわけですけど、財政難ということで、具体的にこのような方向とか計画なりビジョンが全然語られなかったですね。具体的にこれだけのお金があるんだとか、そういうことを答弁されたわけですけど、このことをどういうふうにしていくかということで肝心なことは議会で質問をしたら議会が終わったらそれで終わりだと、それが今までの議会質問でのパターンだったんです。金利負担10億円って計算で言ったわけですけど、何にもこれのことについては多いとも少ないとも言いませんでした。やはり、議員が疑問に思うことは恐らく町民の皆さんも同じような考えをお持ちのことと思いますので、そこの点も、もう少し丁寧にもう一回答弁をしていただけませんか。

○議長（森彪君） 奥田副町長

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） 林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

少し歯切れの悪い答弁ということでもありますけども、先ほどのまず1点の下水道区域の見直し。下水道は流域下水道事業というかたちで2市4町で続けております。藍住町が極端に区域を減少することはできませんので、このあたりは歩調を合わせてまいりますけども、時期的にも期間的にも、また財政的にも縮小はします。ただいまの段階では言えないというのが実情でございますので、そのあたりを御理解いただければと思います。

それから、子育て支援に使う財源確保の保障はあるのかという御質問でございましたけれども、現在、事業実施中の子育て支援事業については、今後も継続的に実施できるよう厳しい財源状況の中で財源確保に努めているところでございます。

下水道事業につきましても、予定区域の縮小が行われる可能性がありますけども、今後も事業は継続されますので、下水道会計の事業債償還元金分の基準内繰出しについては今後も継続し支出を行っていく必要がございます。また、議員さんが言われる、学校給食費の半額負担、また、小中学校の体育館のエアコンの設置等につきまして、多額の経費を要する事業でございます。現在の厳しい財政状況から実施は困難な状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（森彪君） 林茂君。

時間も残り少なくなりましたので、簡潔に。

〔林茂君登壇〕

● 10番議員（林茂君） たびたび質問して、すみません。

答弁の中で、学校給食費の半額負担と小中学校の体育館についてのエアコン、財政状況が大変厳しいという答弁でした。一方、財政状況が厳しいと言いながら下水道事業には、これからも続けると。やっぱり答弁が少し矛盾しますので、せめて、ビジョンぐらいね。こういうことだという、それぞれ議員が質問したことについて納得できるような、今はできないけれど、こうこうだとかいう。先ほど言ったように、町長は「子育てをするなら藍住町」、こういうことを言われとるでしょ。子育て支援に使う財源保障はあるのかって言うたら、財政難でできないという結論でした。是非もう少し真摯に受け止めて、計画をしていただくようお願いいたします。

続けて3点目です。国民健康保険税についてです。昨年4月から国保の都道府県化がスタートされました。標準保険料率の水準に合わせて国保税を引き上げることが市町村に強要してきていると、私はこういうふうに思います。この結果、どの自治体でも今実施の段階に入って国保税の引き上げざるを得ないということで、これも財政難の問題もあるということで頭を痛めています。取り分け、収入が低いのに高くて払えない国保税を、せめて払える額にしてほしいというのが町民の声です。生活が苦しい世帯、さらに窮地に追い込まないために滞納世帯に対する生活相談とか国保税の減免制度の拡充が必要です。国保税の滞納だけでなく、滞納されている方は恐らく町民税、町営住宅に入っている方はいわゆる家賃も滞納されているんじゃないかというふうに思います。これらのことを考えるならば、やはりトータル的にどういうふうに町民の皆さんが困っていることの生活相談にのっていかということ、ただ単に滞納整理の処理をする、督促をすることだけでなく暮らしに向き合った窓口を作ってください。このことについては、以前の議会でも質問いたしました。生活相談については知識と経験が豊富な副町長がおられますので、窓口を全体の総合的な、そこらへんも検討していただくことが必要でないかと思います。担当部署だけに任すということでは、追いつかない。横の担当各課が連携をとりながら、そのトップにはそれぞれ副町長なり、町長が立って町民の暮らしをしっかりと見ていくと、このことが必要だと思います。

それから、余り時間がないので、資料提出を求めましたので資料説明だけお願いいたします。

○議長（森彪君） 齊藤税務課長。

〔税務課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎税務課長（齊藤秀樹君） 林議員の御質問のうち、国民健康保険税の負担軽減等につきまして答弁をさせていただきます。

低所得者世帯の国民健康保険税の負担軽減につきましては、法制度改正で軽減措置の拡充が進められておりまして、本年度も国民健康保険税条例の改正により、軽減判定所得の算定基準に用いる1人当たりの加算額を、5割軽減で27万5,000円から28万円に、2割軽減では50万円から51万円にそれぞれ引き上げております。これら保険税の負担軽減には一般会計からの繰入金が必要ですが、この他の歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした法定外繰入金については、容易に運用しないよう国及び県から指導されているところでございます。

また、議員さんがおっしゃいますように、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっており、新たな医療保険制度の運用状況を見極める必要がありますので、現時点において、均等割額等あるいは軽減措置等を町独自で一律に判断することは、適当ではないと考えております。

一方、御指摘がありました全体的な納税相談、滞納相談ということにつきましては、税務課におきましては必要と考えられる場合は生活保護担当課に協議をするなど、的確かつ丁寧な個別対応に努めたいと日常から考えております。

資料につきましては、税務課に限らず健康推進課、福祉課等、他課にわたる資料でございまして、簡単に説明いたしますと、この横の表になっておりますが、上の30年度実績で国保の所得者層別の世帯数、その割合、それから、滞納者世帯数の割合、滞納者に対する短期被保険者証、いわゆる滞納されている方の今は2か月で運用しています。これが全部で255世帯あるということ。6か月以上というのは、18歳未満の子が属する世帯数ということでございます。この発行率については、短期の分の全体の発行率でございます。1年以上の資格証明書というのは、通常はないことなんですけども、1年以上の滞納相談ができていないということで、いわゆる、短期の分の更新ができていないということでございます。1年6か月以上の保険給付差し止めについては、現在事例はございません。差押え件数については、1件は給与の差押え、1件は預金の差押えでございます。生活保障は当然考えての差押えでございます。減免については、被扶養者の保険に係るものでございます。次の真ん中に入りまして、国保加入者の階層別世帯数については、現在データはございません。それと、中ほどの右側に藍住町生活保護費支給額と国保税の年税額に

ついで資料でございますけど、生活保護費に係る分で203万7,480円となっております。これに対する国保税、所得ベースで考えますと21万100円。協会健保で同じ金額を納めますと、まず同じ金額が出てまいります。そういった金額の説明になります。

下の表に入りまして、加入者に占める子供の割合なんですが、687人が18歳以下でありまして、全体の9.78%。全体で4,192世帯のうちのこの世帯ということでございます。右側の国保加入世帯の年間平均所得は、ここに書いてあるとおりですが、給与年収に直しますと、およそ266万4,000円というような数字になります。下が平均の国保税でございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 所得階層別の世帯数等について説明をいただきました。全体的に見ていただくと、非常に国保の加入世帯というのは生活が大変厳しいということが、これからうかがえるのではないかと思います。ですから、その方たちの暮らしを守りながら国民健康保険税をどう納めていただくかと。督促だけでは決して解決はいたしません。

そこで、一番下段のだけ、時間がないので町長に。これも子育て支援ということで考えてください。国保加入世帯に占める収入のない子供からも1人3万4,800円という国民健康保険税の均等割を納めとるんです。収入のない子供。この世帯に対する均等割を免除すると、子育て支援で。0歳から就学前まで、例にとりますと215人です。均等割1人3万4,800円。748万2,000円それだけあれば、均等割を廃止すれば、2人であれば3万4,800円の2倍と、こういうことで子育て支援を応援できるのではないかと。お父さんお母さんたちは大変苦しい生活の中でいかに節約しながら国民健康保険税も払っているわけです。そういう支援を是非考えていただきたい。それはできると思います。そんなに大きな財源ではありません。もう時間がないので。

○議長（森彪君） 高橋町長。一言、答弁。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 今の子供の均等割額の負担軽減等についてでございますが、担当課長の答弁の繰り返しとなりますが、国保財政の運営につきましては、一般会

計からの繰入れというのが制限されています。また、運営の責任主体というのが、徳島県となっていることなどを踏まえまして、慎重かつ適切な対応が必要かと考えておりますので、どうか御理解を賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（森彪君） これで、林議員の一般質問は終わります。

○議長（森彪君） 次に、9番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては、歯切れのある明確な答弁をお願いいたします。

最初に、教育事項の児童虐待と取組について伺います。厚生労働省発表の平成29年度の児童虐待対応件数は13万3,778件、前年度比1万1,203件増とのことで過去最多を記録しています。先日も、札幌市中央区の池田ことりちゃん2歳が衰弱死したことが報道されていきました。幼い命をまた守れなかった、体に多数のあざを残し平均体重の半分の6キログラム程度で衰弱死したとのことが報道されていきました。児童虐待は親または保護者の問題として限定的に捉えられがちですが、その根底には愛のむちなどという体罰や力の誤用など子供に対する認識の問題があり、虐待者だけでなく周りの大人たちの問題でもあります。本町の児童虐待の現状と取組はどうなっているか伺います。

次に、学校の体育館のトイレ洋式化の進捗状況について現状と年次計画はどうなっているか。

次に、教室、体育館のガラス飛散対策について伺います。

大地震によって教室や体育館のガラスが割れ飛び散り、子供たちに当たり大きな怪我をすることが予測されるが、本町はどのような対策をされているか。

次に、歩道の安全対策について。江ノ口新居須線の歩道改良の現状と今後の取組はどうなっているか。また藍住東中学校北側の歩道は小石が飛び出し非常に危険であるが舗装計画はあるか。

次に、小中学校の体験事業実施について伺います。藍が日本遺産に登録され本町においても藍の魅力を発信すべく藍染め普及事業を展開しているが、小中学校において藍の体験授業はしているか伺います。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員の御質問が教育関係ということでございますので、児童虐待の問題についてのみ、私からは学校教育の観点からお答えをいたします。

昨年度1年間に学校が認知した児童虐待について校種別にまとめてみますと、まず幼稚園及び中学校では昨年度、認知した虐待の例はありません。

小学校では4校中2校で計9件ありました。認知方法は「児童からの訴え」、「児童の日記」、「児童相談所からの通報」、これは近隣から児童相談所に通報されたものが児童相談所から通報されたということです。そして、「生活アンケート」などが認知方法であります。

それぞれ児童相談所や町福祉課等関係機関へ連絡するほか、保護者との懇談というのを行っております。

児童虐待の種類は「身体的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」、「心理的虐待」の4つとされていますが、このうち学校現場で比較的認知しやすいとされていますものは、「身体的虐待」と「ネグレクト」が挙げられています。これらについては、担任及び養護教諭を始め教育活動のあらゆる場面を通して気づきの機会を持つように共通理解を図っております。

また、これ以外の学校での発見が比較的難しいとされるものについても、学童保育や民生委員の方々など、学校外での子供の状況を把握できる関係機関とのコミュニケーションを図りながらアンテナを高くして把握に努めていきたいと考えております。

児童虐待の痛ましい事例が次々と報道されております。今後も注意深く発見と救済の視点で、取り組みたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（森彪君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員さんの教育についての御質問のうち、3点お答えをさせていただきます。

まず、学校、体育館のトイレ洋式化の進捗状況について、現状と年次計画はどうなっているかでございますが、学校、体育館のトイレ洋式化の進捗状況については、お手元に配布をさせていただいております。藍住町内小中学校体育館の3年間の洋式化の進捗状況の横の表になってございます。それをごらんいただきたいと

思います。資料にありますように、平成30年度末現在では、校舎全トイレ361基のうち116基、体育館全トイレ29基のうち12基について洋式化が完了し、洋式化率は、校舎32.1%、体育館41.4%となっております。また、ウォッシュレットの数については、全体で12基が設置されております。

今後の年次計画についてですが、今年度では、各小学校及び藍住東中学校の管理費にブース単位の改修工事費130万円程度を計上しております。今後は、概ね5か年で、各小中学校に毎年改修工事費130万円を計上し、洋式化率50%以上に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、教室、体育館のガラス飛散対策についてでございますが、各学校の現状について答弁させていただきます。

まず、南小学校は、教室棟の各教室は、8割程度完了し、体育館や特別教室は、未実施となっており、西小学校は、体育館は全面、教室棟は一部完了しております。藍住中学校は、西校舎の1階が完了、今年度以降順次施工の予定となっております。

藍住東中学校は、教室棟は完了し、体育館は未実施となっております。北小学校及び東小については、未実施となっております。今後は、災害に備え、各小中学校教室、体育館のガラス飛散対策を進めてまいりたいと考えております。

次に小中学校の藍体験授業実施についてでございますが、各学校の現状について答弁させていただきます。

まず、北小学校は、5、6年生が藍染め体験、南小学校は、3年から6年生が、藍染め体験や、藍の苗植え、藍建て、藍建てによる藍染め、また、西小学校では、全学年が、藍染め体験や、藍の苗植え、藍建て、藍建てによる藍染め体験をして、藍住中学校では、2年生の職場体験学習時に藍染め体験、東小学校及び藍住東中学校については、現在のところ未実施となっております。

阿波藍が5月20日に文化庁の「日本遺産」に認定されております。藍に関する各小中学校の様々な活動に対してできる支援を今後してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） それでは、小川議員さんの御質問のうち、歩道の安全対策について御答弁させていただきます。

まず、江ノ口新居須線歩道の改良につきましては、平成29年度住吉字江端にお

いて改良工事を実施いたしました。本年度につきましても、施工区間の選定を行い引き続き実施してまいりたいと考えております。次に、藍住東中学校北側の歩道についてであります。路面の状態について確認しましたところ、経年劣化により痛んでおりますので施工方法を検討し予算化の上、舗装工事を実施してまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問をさせていただきます。先ほどの教育長の答弁では、本町の児童虐待については小学校で9件という報告を受けました。新聞でも報道されておりますように、取組が遅かって悲しい事件が全国で起きています。地方再発推進計画を定める義務が各市町村においてあると思われませんが、本町の現状はどうなっているか、また、児童虐待防止運動のシンボルであるオレンジボンのバッジはどのように活用しているか。各市町村でも議員に配ったりして啓発しているところもありますが、本町の実績はどうなっているか伺います。

トイレ洋式化について資料を頂きましたが、各学校に改修工事費用130万円程度計上して取り組んでいただいているということですが、これを聞きますと、だいたい2基から4基、その130万円くらいでできるというような話ですが、それで過去3年以内で小学校で14、中学校で1。3年間の取組です。同僚の議員も何回か質問されておりましたが、本当に改善されていないということが分かりました。特に、災害のときに避難所となっております体育館では、3年間で1増したということが分かりました。高齢者の方は、洋式化が絶対必要と思われれます。これを早期に取り組むには、町が一括して請け負って洋式化を図るべきではないかと、学校でしてくれというのは130万円で体育館を先にせえ、というのは無理と思いますが、これは町の方針はどうなっているか聞いておきます。

また、江ノ口新居須線の歩道改良について、できることから改良していくというような答弁でした。実際、今年に入って何箇所か改善されております。これは、子供たちの通学の安全を確保するためにもできるところもありますが、早期に改良していただきたいと思えます。答弁により再々問いたします。

○議長（森彪君） 青木秀明君。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 再問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、虐待についてはどう気づくか、発見するかと、どう対応するかということになると思います。いろいろなオレンジリボンを始め、各種運動があって、そういうことをやるということも方法なんですけども、先ほど申しましたとおり、学校としましては毎日子供を観察できる立場にあります。そういうところから、発見をしていくということが一番だと考えております。幼稚園はゼロだったということなので、こちらのほうについても、さらに詳しく観察していくようにしていきたいと思っております。今のところ、先ほど9件と申しましたけれども、そのうちの5件は近隣からの児童相談所への通報による児童相談所からの経過観察依頼と、しっかり見てくださいね、というような通報でした。残りの4件につきましても、お父さんに、たたかれたとかであるとか、激しく叱られたということをお父さんが漏らすであるとか、そういったことでありまして報道されているような深刻なものではありませんでした。しかし、いつそういうものが起こるか分かりません。今後さらに注意深く観察をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（森彪君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員さんの再問のうち、学校、体育館のトイレ洋式化の年次計画においての業者発注についてという御質問でございますが、各小中学校の管理費で改修工事費、先ほども申しあげましたが130万円を計上し、町内にある各水道業者に、地域を考慮し発注するように考えております。議員さん御指摘の教育委員会による一括発注による入札となりますと、施工規模又は期間等により町外業者による発注となる恐れがありますので、随意契約による町内水道業者に、発注することとしております。

以上、御理解いただきまして答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 次に、防災対策について伺います。

政府の中央防災会議は南海トラフ巨大地震の防災対策推進基本計画を修正した。東西に長い震源域の片側で大地震がある半割れケースの際、最悪33万人超としていた死亡者を住民意識や耐震化の向上で約9万人減ったと推計したとの事ですが、これを受けて本町の対応はどうなっているか。

次に、6月2日に行われた町民一斉避難訓練については、先の徳元議員の質問に対して今後の問題についても答弁されましたが、あんまり明確な答弁はなかったと受け取りましたが、全体で1,212人参加者があったということでしたが各避難所での参加人数は何人だったのか。今回は地域で取り組む防災対策の一つとして自治会や自主防災組織単位での参加を呼びかけたが、先ほどの答弁では呼びかけた程度ということでありましたが、自治会や自主防災組織での参加は何団体ぐらいあったのか聞いておきます。また、問題点として今後は、消防団との連携、自主防災組織との連携、各種団体との連携をどのように取り組んでいくのか伺っておきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの防災対策のうち、南海トラフ防災計画を国は修正したが本町の対応について、御答弁させていただきます。

国の中央防災会議では、平成30年3月から、南海トラフ沿いで、異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討がされ、本年3月に市町村に対して、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた、防災対応検討ガイドライン（第1版）」が示され、国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画が修正されました。

本町におきましても、このガイドラインや国の防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえ、今後地域防災計画を見直しをする予定にしております。

次に、6月2日に行われた町民一斉避難訓練についてでございます。各避難場所での参加人数等について御報告させていただきます。

今回の避難訓練では、住民の皆様や関係者合わせて1,212名の参加でございました。会場ごとの内訳につきましては、藍住中学校が157名、藍住東中学校が219名、東小学校が210名、西小学校が258名、南小学校が167名、北小学校が181名となっております。このうち、自治会や自主防災組織の団体での参加の人数でございますが、藍住東中学校が96名、東小学校が27名、西小学校が95名、南小学校が24名、北小学校が54名となっております。参加者は全体で296名でございました。団体の数にいたしますと、事前に申出があった団体が8団体でございますが、当日の参加された団体もでございますので、最終的な数字は現在把握されておられません。

今後の問題点につきましては、消防団、板野東部消防署に対しては事前に説明会を開催いたしまして、訓練当日の運営について説明を行っております。自治会、自主防災組織に対しては、訓練への参加を呼びかけた程度でございます。

以上でございます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 町民一斉避難訓練について答弁を頂きました。

事前に消防団とかは話し合っていたということでありましたが、当日参加の消防団の人に聞くと、朝に書類を渡されてここで立っとなってと言われたという方もいました。やはり、事前に消防団とか、また東部消防組合と話をもっと厳密にするべきだと。多分、消防団の人は来ても用事がなかった。受付とか入り口の整理とか、そんなぐらいのことでなかったかと思えます。今後は先ほども言いましたように、もう少し緊密な計画を練っていただきたいと。自主防災組織の連携についても、出てきているところはあったようですが、もう少し呼びかけをするべきではないかと。それから、当日も各種団体、体育館とか体育センター、運動場でもスポーツ少年団の子供たちが活動していましたが、やはり、町民一斉ですので、活動する前に呼びかけて少しでも避難訓練に参加していただくということはできなかったのか。また、今後その取組をしたらと思えます。1時間も掛からないと思うんですが。

それと、この一斉訓練の中に役場の職員さんも多分、出て来られたと思えますが、職員さんが何人出られたか。役場の職員さんも、この一斉訓練の中で休みのときでも返上して、仕事でなしに個人として出られた方はたくさんいるのか把握しているのかお聞きしておきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの再問について御答弁させていただきます。小川議員さんが言われましたとおり、これまで以上に関係機関と連携を深めまして、より多くの住民の皆さんに参加いただけますよう、訓練内容を工夫いたしまして、実施してまいりたいと考えております。

それと、職員数等については、ちょっと今数字を持っておりませんので、また後日に報告させていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

●9番議員（小川幸英君） 今後は、積極的に取り組むというような答弁でした。

昨年度は6月に台風が襲来、徳島県では3度直撃を受けました。今後、考えられないような状況があるかも分かりません。例えば、吉野川が氾濫して藍住町が浸水すれば、大体3メートルが浸水するとのことが言われております。そのような、想定も考えていくべきと思うがどうか。また、各地で台風や今までに考えられなかった1時間に100ミリ超の大雨が降り、このような影響で山が崩壊したり、藍住町に山はありませんが住宅の2階付近まで浸水するというような被害がたくさん昨年度も出ておりますが、そのような状況を町民一斉のときにスライドとかで放映して、こういうことがあるということも呼びかけるべきではないかと。もう少し危機感を持った防災訓練にさせていただきたいと思いますが、その点、答弁をお願いいたします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

[総務課長 梯達司君登壇]

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの再々問について御答弁させていただきます。先ほど、小川議員さんが言われましたように、今後、発生をされております想定最大規模の震災を想定いたしました訓練等につきまして、今度検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

[小川幸英君登壇]

●9番議員（小川幸英君） 次に、介護保険について伺います。

4月2日の徳島新聞に藍住町議代表の事業所で介護報酬の不正受給2,043万円、県指定取消しとの大きな見出しで報道されました。徳島県は1日、藍住町の森志郎町議が代表取締役の森介護事業所が運営する日和デイサービスの居宅サービス事業の指定を介護保険法に基づき取り消すと発表しました。との事で、議会は24日、介護保険に係る特別委員会を設置しましたが、町は県からの報告を受けただけで県に対して何も言えないとの説明がありましたが、町民の間から自分たちが町に対して介護保険を支払っているのに不正を行った事業所に何もしないのはおかしいとの声が出てきております。今後このようなことがあった場合、県に対して町としても声を出していくべきと思うがどうでしょうか。

また、森介護事業所がオープンした3年前、森議員は厚生常任委員長を務めてい

たし去年は議長であったが、町に対して早期開業するような働き掛け、また、地域包括支援センターに相談に来た人に対して自分のところに送るような働き掛けはなかったのか伺います。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま、小川議員さんの介護保険について、森介護事業所の指定取消について県の報告だけで町が何もしないのはおかしいとの声がある。このようなことがないように、県に声を出していくべき。また、3年前に開業したが、町に対して働き掛けがあったかとか、町に相談に来た人に働き掛けがあったのかに対して御答弁をさせていただきます。

介護事業所の指定取消についての御質問でございますが、去る4月1日に県が、森介護事業所株式会社の指定居宅サービス事業者の指定取消し、株式会社なかたの指定居宅サービス事業者の指定の一部効力の停止の処分を行ったところであり、同日付けで、藍住町を含む関係市町村に対し、返還額を確定し、当該事業所に返還請求を行うよう通知がありました。

これを受けまして、県と協議を進めるとともに、返還請求に必要となるデータを頂き、算定作業を進め、さらに40%の加算を行って返還額を確定させ、森介護事業所には、4月17日に553万656円の返還請求を行い、4月23日に全額一括返還がなされております。

また、株式会社なかたにつきましては、4月26日に23万8,063円の返還請求を行っております。

介護保険法におきましては、居宅介護サービスについては都道府県が、その指定及び監督を行うものと示されており、当該施設に関する実地指導や監査、指定取消しについては、町としては権限を有しておりませんが、県と連携して、町としても返還請求を行っており、法令に基づいて適切に事務の執行に当たっているものと考えております。

また、3年前の開業時に、町に働き掛けがなかったのか、との御質問ですが、通所介護である居宅介護サービス事業者の指定は、県が行うものであり、指定に関して町に対して直接の話はございません。

また、介護保険に関しては、町に相談に来られた方に対して、希望があれば、町内のサービス事業所の一覧表をお渡ししておりますけれども、どのようなサービス

をどの事業所でどれくらい受けられるかは、介護認定に応じて、本人や家族が居宅介護支援事業所等のケアマネージャーなどに相談して決めるものでありますので、町が誘導するということはございません。

なお、介護報酬の不正請求という事案は、介護保険制度の根幹に関わる、あってはならないことであると認識しておりますが、全国的にも後を絶たない状況であります。つきましては、県に対して、未然防止や早期発見の取組を一層強化いただくよう、要望してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 今の答弁によりますと、県に対しても要望していくと答弁がありました。やはり、これは町だから何もできないというのでは町民は怒ると思います。介護保険を取られているのに、町に払っているのに何もしないということはないと思いますが、今の答弁で安心いたしました。これからも大きく声を上げて、県に対して町民の声を上げていっていただきたいと。

それで、資料を頂きました、平成30年度の地域包括支援センターに相談記録があり、要支援認定を受け、介護サービスを利用した事業所ということで、利用者数が28人。これは28人ですが、1年間で町に対して何人の相談があつて、そのうちの28人になったか、答弁をお願いいたします。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま、小川議員さんの再問にお答えいたします。

地域包括支援センターに寄せられます、年間の相談件数というのは様々ございます。方法で言えば、電話で夜の御相談とか、来所による御相談、あるいは、文書やEメールとか様々ございます。また、相談内容につきましても、介護に関する相談はもとより、医療や公的サービスの利用、あるいは金銭管理に関する問題とか、あるいは成年後見とか心理的御相談とか、生活相談とか様々ございます。それらが、年間に延べで言いますと、3,100件記録がございます。そのうち、お一人の方が何回も御相談とかも入りますと、実質の相談の件数で言いますと、2,110件くらいございます。そのうち、介護に関する御相談のうち、先ほどおっしゃった包括支援センターが直接相談に乗ってサービスを受けられる要支援の方に対して包括

支援センターで介護計画を立ててサービスを利用していただいた方っていうのが先ほどの28件ということで報告をさせていただきます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 2, 110件の相談があつて、28件ですか。それが取り組んだというのは、えらい数に矛盾があると思いますが、その点はまた次の機会にさせていただきます。

最後にスポーツ少年団について伺います。

スポーツ少年団の数と育成はどうなっているか。また、体育館や運動場の使用料について資料を頂きましたが、大会とかがある場合、特に町民体育館とかは有料になっているが非常に高いので無料にしてほしいとの声が多いが、これはどうなんですか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、御質問がございましたスポーツ少年団について御答弁をさせていただきます。

まず、スポーツ少年団の数、団員数について説明させていただきます。

平成28年度から平成30年度までの過去3か年度の団及び団員数は、平成28年度が23団で479人、平成29年度が23団で452人、平成30年度が22団で423人であり、平成28年度と平成30年度を比較しますと、団数で1減、団員数で56人の減となっております。

スポーツ少年団は、継続的なスポーツ活動を通じ、児童の心身の成長を促す重要な役割を担っております。また、活動には地域の方の御理解と御協力が不可欠であることから、団の活動を通じて、児童と地域とのつながりを深める契機ともなっております。

このため、本町においては、スポーツ少年団本部への補助金の交付、団員の加入促進等の支援、スポーツ少年団活動の活性化を図っているところです。

次に、スポーツ少年団の育成について、本町では、スポーツ少年団本部が組織化されていることから、本部に対し補助金の交付を行うほか、定期的な会合も開催しています。本部では、健康づくり、運動能力の向上、スポーツ指導の在り方などに

関する指導方法等を学ぶため、指導者を対象とした研修会や団員同士の親睦を図るための親睦競技大会等を開催しております。

続いて、スポーツ少年団活動における体育館及び運動場の使用料については、各単位団が所属する小学校の校区の体育施設の使用料を、無料としております。

また、各単位団が所属する小学校校区以外の体育施設や町民体育館、体育センターを使用する場合は、当該施設の使用料の半額の料金を頂いております。使用料の半額を御負担いただいておりますのは、小学校校区に所在する単位団との公平性を確保するため、受益者負担としてお願いしております。

しかしながら、板野郡内の他町の状況を確認しましたところ、練習に伴い小学校校区外の体育施設等を使用する場合、料金を徴収していないとのことでありますので、本町としましても、施設管理者の都合により主として活動している体育施設が使用できない場合に限り、小学校校区に関わらず練習を行う場合、無料とすることについて検討をしたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） この資料によりますと板野町、上板町は使用料は無料となっております。先ほども練習は無料ということではありますが、各団によりますと、各地域から呼びかけて県外からも大会に来ている団もたくさんあります。やはり、藍住町を知っていただくために盛り上げる大会ですので、こういう大会も無料にしてはいいのではないかという声も多いんですが、その点いかがですか。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 小川議員さんの再問について御答弁をさせていただきます。議員さん御指摘の件につきましては、今後検討してまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 担当課から今後前向きに検討するという声を頂きましたので、次からは無料になると私は思っています。どうかよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（森彪君） 以上で通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため6月14日から6月18日までの5日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、6月14日から6月18日までの5日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は6月19日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日はこれをもって散会といたします。

また、あと特別委員会がありますので、委員会室へ御参集ください。

午後2時50分散会

令和元年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和元年6月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	林 茂
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	奥村 晴明
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
6 番議員	徳元 敏行	15 番議員	永濱 茂樹
7 番議員	西岡 恵子	16 番議員	森 彪
8 番議員	西川 良夫		
9 番議員	小川 幸英		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生

経済産業課長

近藤 政春

上下水道課長

大塚 浩三

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 発議第4号 | 介護保険に係る特別委員会の件について |
| 第2 | 議第32号 | 令和元年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第3 | 議第33号 | 藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について |
| 第4 | 議第34号 | 藍住町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議第35号 | 藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 第6 | 議第36号 | 藍住町地域下水道設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第7 | 議第37号 | 藍住町公共下水道条例の一部改正について |
| 第8 | 議第38号 | 藍住町上水道工事分担金条例の一部改正について |
| 第9 | 議第39号 | 藍住町上水道事業給水条例の一部改正について |
| 第10 | 議第40号 | 固定資産評価員選任の同意について |
| 第11 | 議第41号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第12 | 議第42号 | 同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負契約の締結について |
| 第13 | 議第43号 | 圧縮式塵芥車の購入契約の締結について |
| 第14 | 議第44号 | 公共下水道 (A7-2期) 中央支線管渠工事 (第4工区) の請負契約の締結について |
| 第15 | 議第45号 | 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同約の変更について |
| 第16 | 議第46号 | 監査委員選任の同意について |
| 第17 | 請願第3号 | 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願 |

第18 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の
継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1 一般廃棄物処理手数料 (し尿汲取り・浄化槽) の改定額について撤
回を求める修正動議

(3) 議事日程 (第3号の追加2)

第1 事件撤回請求書

(4) 議事日程 (第3号の追加3)

第1 発議第5号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意
見書

令和元年藍住町議会第2回定例会会議録

6月19日

午前11時21分開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森彪君） これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 議案の上程について。日程第1、「介護保険に係る特別委員会の件について」を議題とします。

議事の都合により小休します。13時15分に再開します。

午前11時22分小休

午後1時16分再開

○議長（森彪君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

介護保険に係る特別委員会から会議規則第77条の規定によって、委員会調査報告書が提出されています。

委員長から、経過と結果について報告を求めます。

徳元敏行君。

〔6番 介護保険に係る特別委員会委員長 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 議長から介護保険に係る特別委員会の経過及び結果についての報告を求められましたので、これより御報告を申し上げます。

本委員会につきましては、平成31年4月1日に徳島県が藍住町議会議員の森志郎氏が代表を務めていた森介護事業所が介護給付費を不正に請求し受領したため、指定居宅サービス事業者の指定取消し処分を行ったという行政処分の内容についての状況調査をするため平成31年4月24日に設置されたものであります。

本委員会は、令和元年5月8日に開催されました第1回から6月13日までの4回にわたって委員会を開催してまいりました。

それでは、介護保険に係る特別委員会の概要について、順次報告いたします。

第1回委員会は5月8日に開催し、介護保険の不正請求の内容と今後の日程等について、関係理事者に説明を求め、詳細な説明の後、審議を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

まず初めに、議員が代表を務める介護施設が不正を犯し、行政処分を受けたことが問題であるとの意見がありました。

次に、介護保険不正請求の内容についての質問があり、4月1日付けの県からの文書を受け、県が公表した不正請求額2,043万4,598円のうち、人員基準違反分として529万3,068円、架空請求分として17万1,370円、合計で546万4,438円が藍住町分となり、このうち、町が算定した返還請求分に処遇改善加算分を加えた額に40%加算を行った、553万656円を返還請求額として町が算定したということでありました。

なお、森介護事業所に対し、4月17日付けで返還請求を行い、4月23日に一括で返還があったということでありました。また、株式会社なかたにつきましても同様の算定を行い、4月26日に23万8,063円の返還請求を行ったという説明でありました。

県と町とのやりとりについて、時系列も含め、どういういきさつがあったのかとの質問に、まず、3月26日に県から町に電話連絡があり、文書が4月2日に届き、その同じ週に返還請求額の算定のため、担当者が県に行き協議を開始したという流れであったとのことでありました。その協議の中で、どういうスケジュールで実地指導、監査を行ってきたのかについても確認をしたという説明でありました。

介護保険の制度について町に権限がなさすぎるのではないかとの意見があり、介護保険法という法律の中で、県が指定権者であれば、県が是正の指導や勧告、不正を正すという仕組みになっており、町は保険者であっても直接関わることはできないが、内部告発など町が直接的な情報を得た場合は、県に連絡できるようになっていて、それ以上は難しいという説明でありました。

また、今後の委員会の進め方等について、協議の中で、指導監督の内容や監査時の日和の対応等、行政処分の内容を県から説明を受けるため、県と日程調整を行うこととなり、その後に、森志郎元議員から聞き取りを行うということで進めていきたいとの意見がありました。

第2回委員会は5月15日に開催し、前回開催された委員会において、県から説明を受けるため日程調整をしていたところ、5月10日（金）に県から、行政処分

の内容については、県のホームページ掲載情報以外は回答できない旨の電話があったことを報告しました。

次に、今回の指定居宅サービス事業者の指定取消しについての説明のため、森志郎元議員に出席を求めました。

森志郎元議員に、時系列で行政処分に至るまでの経緯の説明を求めたところ、全く経営に参加していなく、監査が来たのも分からない状態であり、1回偶然一緒になり大声を出した記憶はあるが、威嚇する意図はなかった。不正請求はあったが十分に把握できてなく、認識も足りなかった等の説明がありました。

主な質疑の内容として、どういうところで不正があったのかとの質問に、十分理解はできてないが人員配置の問題が大きな原因だと思ふとのことでした。監査の時期、介護サービスの事業者の指定手続き、改善命令等についての質問については、はっきり分からないとのことでありました。

各委員からは、本人への聞き取り調査の結果不明な点が多く、不十分であり、さらに詳細な調査が必要なため、100条調査権を本委員会に付与するよう、調査権等の委任申出書を議長に提出することが決定しました。

第3回委員会は5月21日に開催し、次回の委員会で委員長報告案を作成し、承認の後、6月の本会議で委員長報告をするということに決定いたしました。

第4回委員会は6月13日に開催し、5月30日に森志郎議員が介護事業所の介護保険給付費の不正受給の責任を取り議会を混乱させた責任と体調不良とのことで辞職したため、調査を終了とすることに決定し閉会しました。

以上、介護保険に係る特別委員会における介護保険法に基づく行政処分の状況調査についての経過と結果についてであります。令和元年6月19日、介護保険に係る特別委員会、委員長、徳元敏行。

○議長（森彪君） 本件について、委員会からの報告のとおり調査を終了とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、介護保険に係る特別委員会の調査を終了し、本委員会を廃止します。

○議長（森彪君） ただいま議長のほうに林茂君ほか8名から「一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議」が提出され

ております。議会運営委員会開催をしたいと思います。

議事の都合により小休します。

午後 1 時 2 8 分小休

〔小休中に議会運営委員会開催〕

午後 1 時 4 7 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、議会を再開します。

この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。「一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議」を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、「一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議」を上程し、議題とします。

提出者であります林茂君より提案理由の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 10 番議員（林茂君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、説明いたします。森彪議長殿。2019年6月19日、一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議。提出者、藍住町議会議員、林茂。賛成者、同、小川幸英、同、徳元敏行、同、安藝広志、同、鳥海典昭、同、西岡恵子、同、永濱茂樹、同、古川義夫、同、喜田修。以上の賛成者を得まして提案理由の説明をいたします。

今回提出された、一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額が 5 日本会議終了後、全員協議会へ町長から提出され説明を受けた。

議員から疑問点が出されるたびに、担当者から回答があったものの、全て口頭での回答であり十分に理解が得られるものでない。

その最大の原因は、全て提案内容が箇条書きであり、その提案を説明できる資料

が何一つ添付されていなかった。

しかも、し尿汲取り、浄化槽清掃料金を120%という大幅な値上げ案である。この値上げ案で手数料収入が2,000万円で、町の負担が2,000万円減少するという説明は、町財政の支出を減らすためだけの値上げだと町民は思う。

提案は当日、短時間の審議では、議会の役割は十分に果たされない。町民に対して納得できる説明もできない。今でさえ、くみ取り料金は高いと言う町民の声が多い中、町民に負担増を求める議案であるだけに、慎重な審議が求められるのではないのか。そのためにも議会に対して真摯な対応が必要でないのか。

6月定例会でも二元代表制が問われていた。

中央クリーンステーション管理費について、平成31年度予算で委託料が1億9,000万円に対して手数料収入が9,000万円ということを説明の中で強調されていた。委託料の中には設計管理委託料（中クリCSの耐震改修設計業務整備設計業務）2,100万円が含まれている。この耐震費用などを捻出するために手数料の値上げをしたと受け取られかねない。建物の設備などの費用は、町の一般会計から繰入金で行うべきだ。

下水道に、し尿・浄化槽の汚泥を投入し、経費を削減することを議会から提案してきた、それら提案されたことを一日も早く実行することが町民への負担を軽減させる行政の役割ではないのか。さらに他事業の歳出削減も検討し町民負担を抑えることも必要だ。そのことを実行しないままに、120%も大幅な値上げ案には、賛成できない。以上の理由から値上げ案を撤回することを強く求める。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） 議事の都合により小休いたします。

午後1時54分小休

[小休中に、日程配布]

午後2時32分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いします。

[質疑なし]

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これより討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔討論なし〕

次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（森彪君） これから、「一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 賛成多数です。

したがって、「一般廃棄物処理手数料（し尿汲取り・浄化槽）の改定額について撤回を求める修正動議」は可決されました。

議事の都合により小休いたします。

午後 2 時 3 4 分小休

〔小休中に、議案配布〕

午後 3 時 1 2 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

追加日程第 2、「事件撤回請求書」を議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、「事件撤回請求書」を日程に追加し、追加日程第 2 として議題といたします。

町長から、議第 3 5 号「藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」撤回の理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎高橋町長（高橋英夫君） 「藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の撤回の理由につきましては、手数料の見直しを再度行うためであります。

○議長（森彪君） お諮りします。

ただいま議題となっております「事件撤回請求書」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、「事件撤回請求書」を許可することに決定しました。

○議長（森彪君） 次に、議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」担当理事者から説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。

午後3時14分小休

〔小休中に、梯総務課長、予算説明する〕

午後3時20分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第2、議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から日程第9、議第39号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」の7議案を一括議題といたします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） ないようですので、これで、質疑を終わります。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第39号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」の7議案について、一括して採決します。

お諮りします。議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第39号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第32号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第39号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第10、議第40号「固定資産評価員選任の同意について」を議題とします

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第40号「固定資産評価員選任の同意について」を説明申し上げます。

議第40号につきましては、住所・藍住町勝瑞字東勝地276番地1。氏名・齊藤秀樹。生年月日・昭和38年3月25日。選任年月日は、令和元年6月19日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） ただいま提案理由の説明がありましたが、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第40号「固定資産評価員選任の同意について」は、住所・藍住町勝瑞字東勝地276番地1、氏名・齊藤秀樹氏、生年月日・昭和38年3月25日を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、令和元年6月19

日であります。

○議長（森彪君） 日程第11、議第41号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第41号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」説明申し上げます。議第41号につきましては、住所・藍住町笠木字中野51番地、氏名・中野稔、生年月日・昭和34年7月29日。選任年月日は、令和元年7月1日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） 議第41号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第41号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」は、住所・藍住町笠木字中野51番地、氏名・中野稔氏、生年月日・昭和34年7月29日を選任同意することに決定いたしました。

なお、選任年月日は、令和元年7月1日であります。

○議長（森彪君） 日程第12、議第42号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第42号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負契約の締結について」説明申し上げます。

議第42号については、6月12日に入札を行い落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。内容を申し上げます。1. 契約の目的、同報系防災行政無線デジタル化再整備工事。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、2億4,181万2,000円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、1,791万2,000円。4. 契約の相手方、住所・徳島市前川町5丁目1の115、株式会社四電工徳島支店。代表者、常務執行役員支店長・重松雅男。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月15日まででございます。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後3時29分小休

〔小休中に、梯総務課長、補足説明する〕

午後3時30分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論は、ありますか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第42号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第42号「同報系防災行政無線デジタル化再整備工事の請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議第43号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第43号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」説明申し上げます。

議第43号については、6月12日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容を申し上げます。1. 契約の目的、圧縮式塵芥車購入。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、635万400円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、47万400円。4. 契約の相手方、住所・徳島市中吉野町2丁目13番地、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社徳島支店。代表者・支店長、山上嘉弘。5. 納期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和2年2月29日まででございます。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後3時34分小休

[小休中に、東條生活環境課長、補足説明する]

午後3時35分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第43号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第43号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第14、議第44号「公共下水道（A7-2期）中央支線管渠工事（第4工区）の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第44号「公共下水道（A7-2期）中央支線管渠工事（第4工区）の請負契約の締結について」説明申し上げます。

議第44号については、6月12日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容を申し上げます。1. 契約の目的、公共下水道（A7-2期）中央支線管渠工事（第4工区）。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、7,776万円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、576万円。4. 契約の相手方、住所・板野郡藍住町矢上字原250番地1。大徳建設株式会社。代表者、代表取締役・渡瀬義之。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和2年2月7日まででございます。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後 3 時 3 9 分小休

〔小休中に、大塚上下水道課長、補足説明する〕

午後 3 時 4 0 分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第 4 4 号「公共下水道（A 7－2 期）中央支線管渠工事（第 4 工区）の請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 4 4 号「公共下水道（A 7－2 期）中央支線管渠工事（第 4 工区）の請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第 1 5、議第 4 5 号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第４５号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について説明申し上げます。

議第４５号については、当組合を組織する団体であった美馬西部学校給食センター組合の解散に伴い、徳島県市町村総合事務組合同規約の変更が必要となったため提案するものであります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後３時４３分小休

〔小休中に、梯総務課長、補足説明する〕

午後３時４４分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、議第４５号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第45号「徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森彪君） 日程第16、議第46号「監査委員選任の同意について」を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、古川義夫君の退場を求めます。

〔古川議員、退場する〕

○議長（森彪君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、追加議案の提案理由の説明を求められましたので、議第46号「監査委員選任の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

議第46号については、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任される監査委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

選任をお願いいたします方は、住所・藍住町住吉字神蔵108番地、氏名・古川義夫、生年月日・昭和22年1月24日、選任年月日は、令和元年6月19日であります。以上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森彪君） 議第46号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第46号「監査委員選任の同意について」は、住所・藍住町住吉字神蔵108番地、氏名・古川義夫氏、生年月日・昭和22年1月24日を選任同意することに決定いたしました。なお、選任年月日は、令和元年6月19日であります。古川義夫君の入場を認めます。

〔古川議員、入場〕

○議長（森彪君） 日程第17、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした、請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （請願文書表を朗読）

○議長（森彪君） 請願第3号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 藍住町議会議長様。請願者、「ヒバクシャ国際署名」四国ブロック共同代表、香川県、好井敏彦（胎内被爆者）、徳島県、釜崎龍哉（長崎被爆者）。事務局、徳島市佐古四番町7-4、電話088-668-6895。紹介議員、林茂。日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願。核兵器のない世界の実現がいよいよ現実的な課題となりました。

2017年7月7日に122か国の賛成で採択された「核兵器禁止条約」。

これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きです。生物毒素兵器や化学兵器など大量殺戮兵器が法的拘束力で禁止されたように最も残虐な兵器である核兵器を禁止廃絶する道が開かれるからです。

ところが日本政府は、核保有国に同調して反対票を投じ、採択されても「調印も批准もしないと明言」しました。これは国際社会の合意に反するばかりでなく「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論にも反するものです。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活問題であり、国連第1号決議からも、人類で初めて戦争被爆を受けた日本の政府としても、支持し、積極的に推進すべきです。

今年の4月29日から5月10日までニューヨークの国連でNPTの第3回目の準備委員会が開かれ、提案された「核兵器の非人道性に対する言及を充実させるとともに、核保有国に軍縮を求める」記述案に対し、日本政府は、「議長がどう全会

一致を得るのか、明らかでない」などと延べ、事実上反対しました。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度を直ちに改め、核兵器禁止・廃絶を提起し、そのための条約に真剣に努力するよう関係者に意見書をあげていただくことをお願いいたします。何とぞよろしく議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（森彪君） お諮りします。請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」を裁決します。

この裁決は、起立によって行います。

請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 賛成多数です。

したがって、請願第3号「日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願」は採択することに決定しました。

○議長（森彪君） 議事の都合により小休いたします。

午後3時56分小休

〔小休中に、請願採択に伴う意見書について協議〕

午後4時14分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

お諮りいたします。小休中に林茂君から請願第3号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

議事の都合により小休いたします。

午後4時15分小休

〔小休中に、日程配布〕

午後4時16分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第3「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」についてを上程し、議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

谷渕事務局長。

◎事務局長（谷渕弘子君） （議案を朗読する）

○議長（森彪君） 提出者であります林茂君より発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、ただいま採択をしていただきました「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲

章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

核兵器禁止条約の採択からまもなく2年。国際政治でも、各国でも前向きな変化が生まれている。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70か国にひろがり批准は23か国となった。

日本政府は、北朝鮮の「脅威」を最大の理由に核兵器禁止条約に背を向け続けてきたが、その誤りはいまや明らかとなっている。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきである。その証として、核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2019年6月19日、徳島県板野郡藍住町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣殿。

○議長（森彪君） お諮りいたします。発議第5号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」については、原案のとおり可決確定いたしました。なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

○議長（森彪君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（森彪君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 閉会の挨拶前に、昨夜の地震の関係について一言申し上げます。昨日、午後10時22分頃、山形県沖を震源地とするマグニチュード6.7の地震が発生いたしました。新潟県村上市で震度6強、山形県鶴岡市で震度6弱を観測したほか、北海道から中部地方にかけて広範囲で揺れを観測しております。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る5日の開会から、本日までの15日間にわたり、御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から高齢者対策を始めとする福祉や教育問題、防災や住環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと重ねてお礼を申し上げます。

今後も、議会を始め、町民の皆様の御理解をいただきながら住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしく願い申し上げます。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますよう、お願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

○議長（森彪君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。先ほども町長からお話しがありましたように昨日、山形県沖で、マグニチュード6.7、新潟県村上市で震度6強、山形県鶴岡市で震度6弱の地震が午後10時22分に発生いたしました。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、3月議会から今日までに2名の議員辞職を出しました。度重なる議員の不祥事に心からおわびを申し上げます。相次ぐ不祥事のため2名の議員が議会から去りました。全議員が善悪をはっきりさせ、けじめを付けることも大事であります。

今後は襟を正し、自浄努力と議会の信頼回復のために全力で取り組んでまいります。議会といたしましては、全議員が意識改革をする、悪いことは悪いと反省をすべきであります。全議員が町民の福祉向上のために積極的に議論を求めてまいります。

議会と理事者との対応は決して良いとは言えません。町と議会は対等の立場であって、互いに牽制、抑制し、均衡と緊張の関係を持つ中で、町民のための行政が行われると確信をしておりますが、議員は議論を尽くすため、いろいろな問題提起をしていますが、全員協議会での町長の態度は問題があります。議会の発言に鉛筆を机にたたきつける態度はいただけませんことを申し上げまして、令和元年第2回藍住町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後4時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員